

2020

# 鶴来信用金庫 ディスクロージャー誌

◎ 平成31年4月1日～令和2年3月31日 ◎

今が、旅立ちのとき。



## ごあいさつ

皆様には、平素より鶴来信用金庫をご利用、お引き立てをいただき誠にありがとうございます。当金庫をより一層ご理解いただくため、本年も「2020鶴来信用金庫ディスクロージャー誌」を作成いたしました。経営内容等の現況を令和元年度の業績を中心にできるだけ分かりやすくまとめることに心がけました。ご覧いただければ幸いです。

当金庫は令和元年9月に、『より一層お客様に信頼され、真に地域に必要とされる金融機関となるためには、隣接する2つの信用金庫が合併し、収益体質や経営基盤を強化するとともに、お客様・地域の皆様の課題を解決するコンサルティング機能を発揮することで、持続可能なビジネスモデルを構築することが最大の方策』との認識のもと、北陸信用金庫との間で令和2年9月を目途に対等の立場で合併することで合意いたしました。

さて、我が国の経済状況は、日本銀行による緩和政策の継続があったものの個人消費と設備投資が伸び悩み、加えて高齢化や人口減少、空洞化といった従来からの構造的な課題を抱え、依然として先行きに慎重な見方が続いており、令和元年10月の消費税率の引上げに伴う個人消費の低迷なども相まって、中小企業の経営環境はますます厳しくなると予想されております。

この状況下、さらに、令和2年に入り世界的な「新型コロナウイルス感染問題」が勃発し、経済・社会面においても多大な影響が出ており、今後の先行きが懸念されております。

こうした中、当金庫といたしましては、「新型コロナウイルス感染拡大」による中小事業者の業績悪化への対応策をいち早く講じつつ、引き続き事業性評価を踏まえた対応、取引先企業に対するコンサルティング機能の強化など伴走型支援と業務の効率化に全力を傾注し、加えて反社会的勢力・利益相反管理体制の整備、各種リスク管理体制の一層の整備・充実により経営基盤の安定を図ってまいります。

理事長

玉井重治



また、役職員一体となった内部管理態勢の一層の充実・強化と改善に取り組んでおり、さらに、高齢者や視覚障がい者への対応、地球温暖化防止に向けた環境保護活動、地域社会貢献(ボランティア)活動など、鶴来信用金庫がこんにちまで受け継いできた経営理念を発揮することが役職員に与えられた責務であると、決意を新たにしているところであります。

当金庫におきまして令和2年度は、新中長期経営計画「つるしん『共創力』発揮3か年計画」の最終年度にあたり、これを積極的に推進し、合併後の新金庫においても、引続きお客様のニーズにお応えするためと地域金融機関としての使命を全うすべく、全身全霊をかけて金庫業務に取り組んでまいります。

何卒、従来に増してのご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月

## 経営方針

### 基本方針

鶴来信用金庫は健全経営のもとに

地域の発展  
会員の繁栄  
職員の幸福

を図るものとする。

### キャッチフレーズ

ふれあいひろがる・・・

## 役員一覧

令和2年6月30日現在

理事長(代表理事)	玉井重治	経営本部長
専務理事(代表理事)	谷口正彦	営業本部長兼業務部長
常勤理事	谷口開	総務部長
常勤理事	大谷俊久	融資管理部長
常勤理事	吉田正人	白山市南部エリア統括店長兼本店営業部長
理事(非常勤、職員外)	山本正人	
理事(非常勤、職員外)	長基健司	
理事(非常勤、職員外)	高木雅宣	
常勤監事	川畑雅裕	
監事(非常勤、員外)	橋場 覺	
監事(非常勤)	元山利朗	

## 会計監査人

令和2年6月30日現在

木戸公認会計士事務所  
公認会計士 木戸正裕氏

## 目次

ごあいさつ	1
経営方針・役員一覧・会計監査人	2
合併について	3
鶴来信用金庫と地域社会	5
当金庫の主要な事業の内容	10
事業の組織	10
当金庫の考え方	11
総代会について	13
業績と展望	15
資料編	
経営指標	16
財務諸表	21
不良債権の状況	26
役職員の報酬体系	28
自己資本の充実の状況	29
信用金庫の ディスクロージャー開示項目	35
事務所の名称及び所在地	36
店舗配置図	38

本冊子は信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づいて作成した資料です。  
●計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。  
●計数中の“0”は計数が単位未満であることを、“-”は該当する計数が無いことを表しております。

## 「こびとを探そう! in 獅子吼」に協力!

T・O・P・I・C・S

令和元年8月に、鶴来まちづくり協議会の主催で、パーク獅子吼(白山市)にて『こびとを探そう! in 獅子吼』が開催されました。

子どもたちがコビトを探しながら森林や水辺を散策する「こびと探しツアー」や、虫や花、コビトの人形などを探す「こびとさがしビンゴ」などが行われ、当金庫職員も運営スタッフとして協力しました。



## 「SDGs宣言」をしました!

T・O・P・I・C・S

SDGs(持続可能な開発目標)が目指す取組みに賛同し、令和元年9月に、SGDs宣言をしました。

金庫の事業活動を通じて、持続可能な地域社会の実現に努めてまいります。



- 日本政策金融公庫とCDSの基本契約を締結し、農業サポートローン「恵み」を発売
- 職場内禁煙の実施、軽音楽部「クレインズ」による高齢者社会福祉施設への慰問活動 他
- 中高生の職場体験の受入れ
- 女性管理職の登用 他
- 本店営業部にLED照明を導入、小水力事業への支援 他
- 日本政策金融公庫とCLOの基本契約を締結し、地方創生ローン「はくさん」を発売
- しんきんビジネスフェアへの参画、M&A等に関する包括業務提携 他
- 地域の防犯パトロールの実施、ノー残業デーの実施 他
- いしかわ事業者版環境ISOの取得、出資証券のペーパーレス化 他
- カーボンオフセット通帳の取扱い 他
- 海岸清掃活動への参加
- つるしんの海岸林づくり活動の実施 他
- 鶴来まちづくり協議会「こびとづかん実行委員会」プロジェクトの応援 他



この街とともに、  
前を向く。上を向く。



## 令和2年9月7日（月曜日）北陸信用金庫と はくさん信用金庫として新たに

～ごあいさつ～

この度、北陸信用金庫と鶴来信用金庫は、来る令和2年9月7日（月）に合併し、「はくさん信用金庫」として新たにスタートすることとなりました。



北陸信用金庫  
理事長 石田 雅裕

鶴来信用金庫  
理事長 玉井 重治

### 「この街とともに、前を向く。上を向く。」

このコーポレートメッセージは、はくさん信用金庫が目指すものを、地域の皆様、お客様と広く共有するための言葉です。このメッセージは、「お客様ひとり一人の明るい未来に向けて、地域の明るい未来に向けて、どんなときでも前を向き上昇していく。そんな存在を目指していく。」という「はくさん信用金庫」の決意です。

新金庫におきましても、より皆様に信頼されご期待にそえる信用金庫として、また真に地域に必要とされる信用金庫となりますよう、なお一層の努力をしていく所存でございます。何卒ご理解とご協力を賜りますと共に、引続き「はくさん信用金庫」をご愛顧いただきますようお願い申し上げます。



人生という山路のさきには、  
きっと清々しい未来がまっている。  
さあ、前向きにいこう。  
さあ、上向きにいこう。  
ともに踏み出そう、登りはじめの一步を。



HAKUSAN  
SHINKIN

このデザインは、正式名称でもある「白山」をモチーフに、「上向きなスタート」を表現しました。  
お客様ひとり一人の夢のはじまりを応援し、地域とともに未来に向かって上昇していく、そんな想いを込めました。  
また、希望を連想させるオレンジと黄色のグラデーションは、白山の御来光をイメージしました。  
温かみがありエネルギー溢れる信用金庫になりたい、地域の未来を照らす存在になりたい、そんな願いを込めたカラーとしています。

## 鶴来信用金庫が合併し、 スタートいたします。

### 新金庫の経営理念

豊かな自然と文化に囲まれたこの地において、コミュニティバンクとして地域にしっかりと寄り添い、「地域経済の発展」、「社会の繁栄」、「健全な経営」、「明るく豊かな未来の実現」に向けて役職員一丸となって取り組んでまいります。

#### ●基本方針

##### 一. 地域経済の発展

私たちは、地域金融機関としてお客様の目線に立ち、ニーズや課題を的確にとらえ、共通価値の創造を図り、適切な金融サービスや情報を提供することで、地域企業の発展と、お客様の豊かな生活の実現に貢献します。

##### 一. 社会の繁栄

私たちは、持続可能な社会の繁栄に貢献するとともに、社会的、文化的活動や、環境に配慮した取り組みへ積極的に行動します。

##### 一. 健全な経営

私たちは、お客様本位の業務運営、ガバナンスの強化、安定かつ適正な収益の確保、経営情報等の開示により経営の健全性と透明性の確保を図ります。

##### 一. 明るく豊かな未来の実現

私たちは、信用金庫人として、誇りと信念を持ち自己研鑽に励み、働きがいのある職場環境の整備と福利向上に努め、地域のお客様とともに、豊かな自然、風土、社会、産業、文化を未来へ繋げ、明るく豊かな未来の実現に取り組めます。



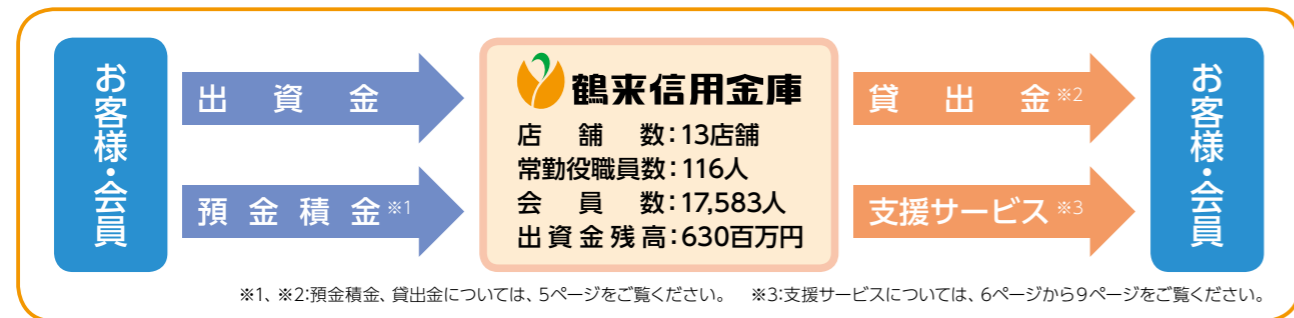
# 鶴来信用金庫と地域社会 ～ふれあいひろがる～

## 当金庫の地域経済活性化への取り組みについて

当金庫は、石川県金沢市・小松市・白山市・加賀市・かほく市・能美市・野々市市・能美郡・河北郡を営業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

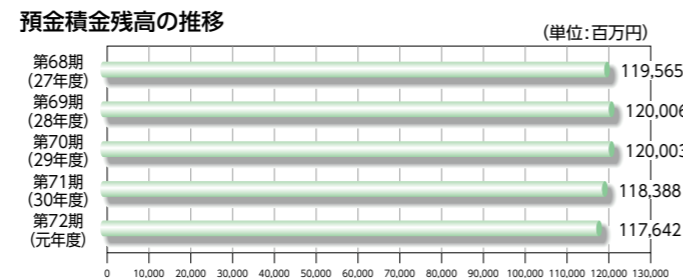
また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



## 預金積金(地域からの資金調達の状況)

### 預金積金残高【117,642百万円】

個人のお客様からの預金積金90,877百万円をはじめとして、預金積金残高117,642百万円のほとんどが地域のお客様からお預りいただいた大切な預金積金であり、当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、目的や期間に応じた新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて、今後も努力してまいります。



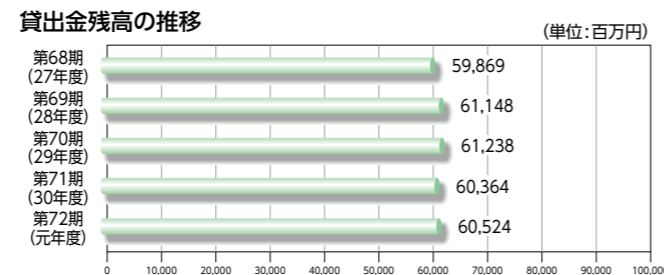
## 貸出金(地域への資金供給の状況)

### 貸出金残高【60,524百万円】

#### 預金積金に占める貸出金の割合【51.44%】

地域のお客様からお預りいただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズにお応えし、地域経済の活性化に資するために円滑な資金供給を行うことでお客様や地域社会に還元しており、地域内に所在する中小企業(個人事業者を含む)に対して37,001百万円、地方公共団体に対しては10,758百万円をご融資しております。また、個人のお客様に対しては、住宅ローン10,619百万円、消費者ローン2,451百万円等をご融資しております。

事業者	37,001百万円	設備資金	29,641百万円
個人	12,763百万円	運転資金	30,882百万円
地方公共団体	10,758百万円	住宅ローン	10,619百万円
		消費者ローン	2,451百万円



## 貸出金以外の運用

### 余資運用残高【58,806百万円】

店舗統廃合等による預金積金の減少などから、全般的に余資運用残高は減少となりました。こうした中で、余資運用については、系統機関である信金中金での運用(預け金)及び国債・公社債などの格付の高い債券等の有価証券を中心とした運用に心掛けておりますが、市場金利の低迷の長期化に伴い、より収益を意識した運用にも努めております。

## 当期決算

景気は一部では回復の動きを取り戻しつつあるものの、依然として不透明感の強い経済状況の下、貸出金を中心とした資金運用は難しくなっております。資金需要も業種間でばらつきが見られ超低金利が続いている中、より一層の経営の合理化・効率的な資金運用に努めたものの、資金運用収益が減少したこと等から経常利益は49百万円となり、当期純利益は50百万円となりました。事業性評価、金融仲介機能のベンチマーク等や日銀による長短金利操作付き量的・質的金融緩和策の継続など景気の押し上げ効果にさらなる期待感が高まっていたものの、今年に入り世界的な「新型コロナウイルス感染問題」が勃発したことから、大企業・中小企業を問わず、ほとんどの業種にわたり深刻な影響が与えることが危惧されており、新型コロナウイルス感染問題への支援策として、資金面のみならず経営支援相談業務にも積極的に取り組んでおります。

引き続き、積極的な業務展開と安定的な収益の確保により「安心と信頼」のさらなる向上に努めてまいります。

## 地域密着型金融の推進と取り組み(地域との繋がり)

### (1) 顧客ネットワーク化への取り組み

当金庫では、企業同士を結びつけることを目的とした「つるしん会」を9団体発足しており、様々な業種の経営者の方を対象に、情報の提供や講演会、懇談会を開催することで、お客様相互の発展と繁栄のお手伝いをしております。この他にも、ゴルフ愛好者のお客様相互の交流を図る場として「グリーンクラブ」を6団体、年金受給のお客様相互の交流を図る場として「年金会」を7団体組織化しております。

名称	つるしん会									
	寺井	根上	辰口	(鶴来)	米丸	金沢	富樫エリア	小松	川北	合計
発足	昭和43年3月	昭和43年5月	昭和44年4月	昭和44年12月	昭和50年3月	昭和55年7月	昭和46年12月	昭和62年8月	平成10年9月	9団体
会員数	77人	90人	90人	122人	49人	26人	55人	39人	52人	600人

### (2) 経営支援・経営改善への取り組み

当金庫では、地域経済が疲弊している現在、業績低下に苦慮しているお客様の相談を親身に受け、業績・財務内容について一歩踏み込んだ分析を行い、打開のための改善策・経営改善計画書へのアドバイスをするなど、金銭面だけでなく、生きた支援を心掛けております。

平成17年8月に当金庫が策定した「地域密着型金融推進計画(平成17年4月～平成19年3月)」に基づき、本部・営業店が一体となって経営改善支援に取り組み、平成19年4月以降においても、本取り組みを継続しております。結果として、令和2年3月までに32先の債務者区分が上昇するなどの成果が見られました。

平成29年度に、地域経済の発展に寄与することを目的として、5月に北陸税理士会との間で「業務協力に関する連携協定書」を、地域の事業継承問題の解決を通じて、中小企業の健全な育成並びに地域経済の発展に寄与することを目的として、9月に地元コンサルタント会社2社との間で「M&A等に関する包括業務提携書」を締結いたしました。さらに、平成30年度には、地域の基幹産業である農業の担い手生産者に必要な資金を円滑に供給することで地域経済の活性化を目的として、日本政策金融公庫のCDSの信用補完スキームを活用した「つるしん農業サポートローン[恵み]」を7月に取扱いを開始し、令和元年9月には、地域企業や産業の育成及び地域活性化を目的として、日本政策金融公庫の信用補完スキームを活用した地方創生ローン「はくさん」の取扱いを開始いたしました。さらに、令和2年1月には新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている中小事業者を対象に、「特別金融相談窓口」の設置、「新型コロナウイルス緊急支援資金」の取扱いを開始するなど、中小企業者の業績悪化への対応策を講じております。

また、取引先企業の実態把握を通じて実態に則した融資(事業性評価融資)により中小企業者等の発展・育成の一助となるべく、担保・保証に過度に依存しない融資への取り組みを積極的に推進しております。

なお、当金庫が所在する石川県や白山市をはじめとした市町等では各種制度融資を制定しております。

### 担保・保証に過度に依存しない融資に向けた取り組み状況

区分	令和元年度		
	先数・件数	実施回数	金額
事業性評価の実施	274先	666	—
事業性評価に基づく融資	125件	—	1,782
(内、「つるぎ」)※	36件	—	170

※「つるぎ」とは、事業性評価に基づき、原則無担保で20百万円を限度とした当金庫独自の融資制度であります。

### 制度融資の状況

区分	石川県	市町	商工会	合計
件数	218	115	11	344
残高	1,080	378	26	1,484

### (3) 経営者保証に関するガイドラインへの取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

区分	令和元年度
新規に無保証で融資した件数	46件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	3.84%
保証契約を解除した件数	25件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限定)	0件



## 地域密着型金融の推進と取り組み(地域との繋がり)

### (4) 金融円滑化への取り組み

平成21年12月4日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(中小企業金融円滑化法)が平成25年3月31日をもって期限を迎えましたが、当金庫では、これまで同様に金融円滑化に取り組んでまいります。

貸付けの条件の変更等の実施状況(平成21年12月4日～令和2年3月31日)

(単位:件)

区分	申込み				
	件数	実行件数	謝絶件数	審査中件数	取下げ件数
中小企業者向け貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	4,411	4,292	48	22	49
住宅資金借入者向け貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	167	149	5	1	12

※詳細については、当金庫ホームページ又は当金庫窓口でお尋ねください。

### (5) 金融仲介機能のベンチマークの公表

平成28年9月に、金融庁から金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標として「金融仲介機能のベンチマーク(以下、「ベンチマーク」という。))」が公表されました。

ベンチマークの項目は、全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用可能な「共通ベンチマーク」と、各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる「選択ベンチマーク」に加え、各金融機関において金融仲介の取組みを自己評価する上でより相応しい独自の指標としての「独自ベンチマーク」に分類されております。

当金庫もこの趣旨を踏まえて「共通ベンチマーク」及び「選択ベンチマーク」の一部を公表するとともに、従来からの地域密着型金融の取組みをさらに強化してまいります。

ベンチマークの公表にあたっての対象先につきましては、基準日現在、当金庫融資残高が100万円以上の先とし、法人は公金・金融機関向けは除き、個人事業主は融資全額が個人ローンのみの場合は除いております。

### 共通ベンチマーク(令和2年3月末基準)

#### ①取引先企業の経営改善や成長力の強化

(単位:先、百万円)

ベンチマーク	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 当金庫がメインバンク(融資残高1位)として取引を行っている企業のうち、経営指標(売上・営業利益率・労働生産性等)の改善や就業者数の増加が見られた先数	メイン先数	364	355	371
	メイン先の融資額	25,223	26,062	26,951
	経営指標等が改善した先数	34	80	92
	経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移	2,256	7,500	7,997

#### ②取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

(単位:先)

ベンチマーク	項目	条変総数	好調先	順調先	不調先
2 当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況	中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況	42	2	30	10

(単位:件)

ベンチマーク	項目	件数
3 当金庫が関与した創業、第二創業の件数	当金庫が関与した創業件数	3
	当金庫が関与した第二創業件数	0

(単位:先、百万円)

ベンチマーク	項目	全与信先					
		創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期	
4 ライフステージ別の与信先数(先数単体ベース)、及び、融資額	ライフステージ別の与信先数	431	42	24	314	8	43
	ライフステージ別の与信先に係る事業年度末の融資残高	30,902	2,956	2,784	20,197	324	4,641

(注) 項目2 貸付条件の変更を実施している先で、売上、営業利益率の増加率により、好調先、順調先、不調先に区分します。

(注) 項目3 創業への関与とは、創業計画の策定支援、創業期の取引先への融資、政府系金融機関や創業支援機関の紹介、ベンチャー企業への助成金・融資・投資をいいます。第二創業とは、既に事業を営んでいる企業の後継者等が新規事業を開始すること、既存の事業を譲渡(承継)した経営者等が新規事業を開始すること、抜本的な事業再生によって企業が業種を変えて再建することをいいます。

(注) 項目4 ライフステージの区分については、創業期は創業、第二創業から5年までの先をいい、成長期、安定期、低迷期は決算直近2期の売上高平均が過去5期の平均に対する増減率で区分し、再生期は貸付条件の変更先または延滞先をいいます。

#### ③担保・保証依存の融資姿勢からの転換

(単位:先、百万円)

ベンチマーク	項目	先数	融資残高
5 当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合	事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	130	3,023
	上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合	30.16%	9.78%

(注) 事業性評価に基づく融資とは、平成29年3月に当金庫が制定した「事業性評価マニュアル」により、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価して行った融資をいいます。

### 選択ベンチマーク(令和2年3月末基準)

#### ②事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資

(単位:先、百万円)

ベンチマーク	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
7 中小企業と信先のうち、無担保と信先数、及び、無担保融資額の割合	地元中小与信先数①	447	414	431
	地元中小向け融資残高②	30,563	30,171	30,902
	無担保融資先数③	52	49	54
	無担保融資残高④	2,039	1,793	2,157
	③/①	11.63%	11.84%	12.53%
	④/②	6.67%	5.94%	6.98%

当金庫は、担保・保証に過度に依存しない融資、いわゆる事業性評価融資の推進を掲げております。

#### ③本業(企業価値の向上)支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供

(単位:先)

ベンチマーク	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
19 M&A支援先数	M&A支援先数		4	1

当金庫は、平成29年9月地元コンサルタント会社二社との間で「M&A等に関する包括業務提携書」を締結するなど、M&A支援に取り組んでおります。

#### 《取組事例》

・当庫取引先で、事業拡大に向けて不動産を探していたところ、近隣の同業者が自社の土地・建物を売却したいとの希望が一致し、営業権も含めてM&Aの成約に至った案件。

## 文化的・社会的・地域貢献活動

### (1) 文化活動

「地域密着型金融の推進と取り組み」に記載したつるしん会が主催(一部地元の商工会等との共催)して経済・文化講演会を開催しております。

令和元年度は、「世界が驚嘆する日本の商人道(講師 呉 善花氏)」をはじめ、「人間関係が良好になる5つの秘訣(講師 中村成博氏)」等の講演会を開催しました。



### (2) 環境への取り組み

地域貢献事業の一環として、平成7年より年2回(春・秋)、全役職員による店舗周辺のメインストリートを中心としたグリーンキャンペーンを行っており、平成25年度からは各営業店独自のボランティア清掃活動を実施し、令和元年度は石川県の「地域支え合いサポート企業(第1号～第18号登録)」として、延べ13回111名が参加しております。

なお、環境省が提唱している地球温暖化防止に向け、冷暖房温度の調整等による「クールビズ」や「ウォームビズ」を平成17年度より全店舗において実施しております。

また、全13店舗が石川県が提唱する「いしかわ事業者版環境ISO」に登録(令和2年3月登録証更新)し、当金庫環境行動計画に沿ってエネルギー、廃棄物、紙又は水の削減に努めたほか、石川県から本部および全13店舗がエコドライブ推進事業所として認定されており、役職員2名がエコドライブ指導アドバイザーにも認定されております。

加えて、白山市湊地区小舞子海岸における「つるしんの海岸林づくり」(枝打ち・草刈・蔓切り)活動においては、令和元年5月、7月、11月の3回、延べ178名が参加しました。また、令和元年6月の白山市海岸美化清掃には役職員41名、7月の能美市海岸美化清掃活動には役職員8名が参加しました。さらに、当金庫が法人会員として加入している能美の里山ファン倶楽部活動には、年間を通じて延べ39名が参加するなど環境保全活動を積極的に行っております。

令和2年2月には、石川県が提唱する「いしかわ家庭版環境ISO」に職員7名にあたる家庭が認定されるとともに、石川県より森林整備活動CO2吸収証書(二酸化炭素吸収量0.7CO2トン)が授与されました。





## 文化的・社会的・地域貢献活動

### (3) 福祉活動

地域貢献事業の一環として、平成8年より年1回役員及び地域住民への呼びかけにより献血活動を実施しております。令和元年12月7日(土)にショッピングスクエア「レッツ」(本店営業部)前にて献血を実施しました。77名が来場され、64名が献血しました。

平成21年6月に職員有志で結成した軽音楽部「クレインズ」は、社会貢献活動の一環から、地域のイベントや高齢者施設等、15のステージに立ち積極的に演奏活動をしております。



### (4) 地域行事への参加

白山市(旧松任市)の千代女あさがおまつりのコンクールに参加出品し、団体企業部で最優秀賞にあたる白山商工会議所会頭賞を受賞しました。

また、能美市(旧根上町)の根上り七夕まつり(荒天のため中止)、能美市(旧寺井町寺井地区)の町民和踊りの夕べ、能美市(旧辰口町)の辰口まつり(じょんから踊りコンクール)、白山市(旧白峰村)の白山まつり、野々市市の野々市じょんからまつり、金沢市の富樫わいわい夏まつり、小松市の天神まつり、川北町の川北火まつり、白山市(旧白峰村)の雪だるままつり(雪不足のため中止)、白山市のサマーフェスティバルHAKUSAN2019に多数の職員が参加し、地域の皆様方との親睦を深めました。



### (5) スポーツ振興への支援

令和元年9月8日(日)に、第7回「白山・白川郷ウルトラマラソン」に協賛し、100kmの部に2名の職員が挑戦したほか、運営ボランティアとして12名が参加しました。

なお、令和2年2月2日(日)には、前年に引き続き、能美市耐寒継走選手権根上大会に協賛(ゼッケンを提供)しました。



### (6) 地域貢献の体制

当金庫では、平成8年に第三セクターの「つるぎづくり株式会社」が事業主体となって進めていた旧鶴来町役場跡地を中心とした鶴来町中心部の再開発事業の趣旨に賛同し、本店営業部をつるぎショッピングスクエア「レッツ」の商業施設内に併設移転するとともに、キャッシュサービスコーナーのロビーは、広くてゆとりのある休憩コーナーとして広く地域の皆様にご利用いただけるよう年中開放いたしております。

また、白山市鶴来地区内の異業種連携と交流を深め、地域の活性化を目的に石川県内では2番目として、まちの駅「獅子の里つるぎ」が足したことを受け、当地に本店を置く当金庫としても、地域の発展・ボランティアとおもてなしの心で多くの方が訪れたくなる町づくり活動に賛同し、業種は様々な40事業所と共に唯一の金融機関として参加しております。

さらに、鶴来まちづくり協議会による町おこしの一環としての「こびとづかんの町つるぎ」プロジェクトに当金庫も賛同し、平成30年4月より「こびとづかん」のキャラクターを使った通帳を発行した他、平成30年5月に『ぬり絵コンクール』を開催、令和元年8月には『こびとを探そう! in 獅子吼』に参画するなど、同プロジェクトに協力しております。

なお、店舗網等詳細については、36ページから38ページをご覧ください。



### (7) 寄付

県内5信用金庫は、平成17年度より新たな社会貢献運動として「社会貢献100円募金(ファンドレイジング100)」を実施しております。その際に社会貢献寄付金として、全役員職員が県内5信用金庫とともに毎月寄付をしております。

なお、令和元年度は石川県社会福祉協議会を通じ、輪島市社会福祉協議会をはじめ県内3社会福祉協議会(社会福祉法人)へ軽車両等の購入資金を寄付させていただきました。

## 当金庫の主要な事業の内容

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1.～3.の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務

- (1) 債務の保証又は手形の引受け
- (2) 有価証券(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。 )又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)
- (3) 有価証券の貸付け
- (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。 )並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
- (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
- (6) 短期社債等の取得又は譲渡
- (7) 次に掲げる者の業務の代理  
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人福祉医療機構、日本銀行、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地方住宅供給公社、東日本建設業保証株式会社、日本酒造組合中央会、一般社団法人しんきん保証基金、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人全国石油協会、公益社団法人全国市街地再開発協会、公益財団法人不動産流通推進センター、独立行政法人環境再生保全機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、株式会社日本政策投資銀行
- (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。 )  
イ. 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)

- ロ. 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)  
信金中央金庫  
株式会社りそな銀行
- (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (11) 振替業
- (12) 両替
- (13) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。 )であって信用金庫法施行規則で定めるもの(5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (14) 金融等デリバティブ取引(5)及び(13)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (15) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(信用金庫法施行規則に定めるものを除く。)
- (16) 金の取扱い

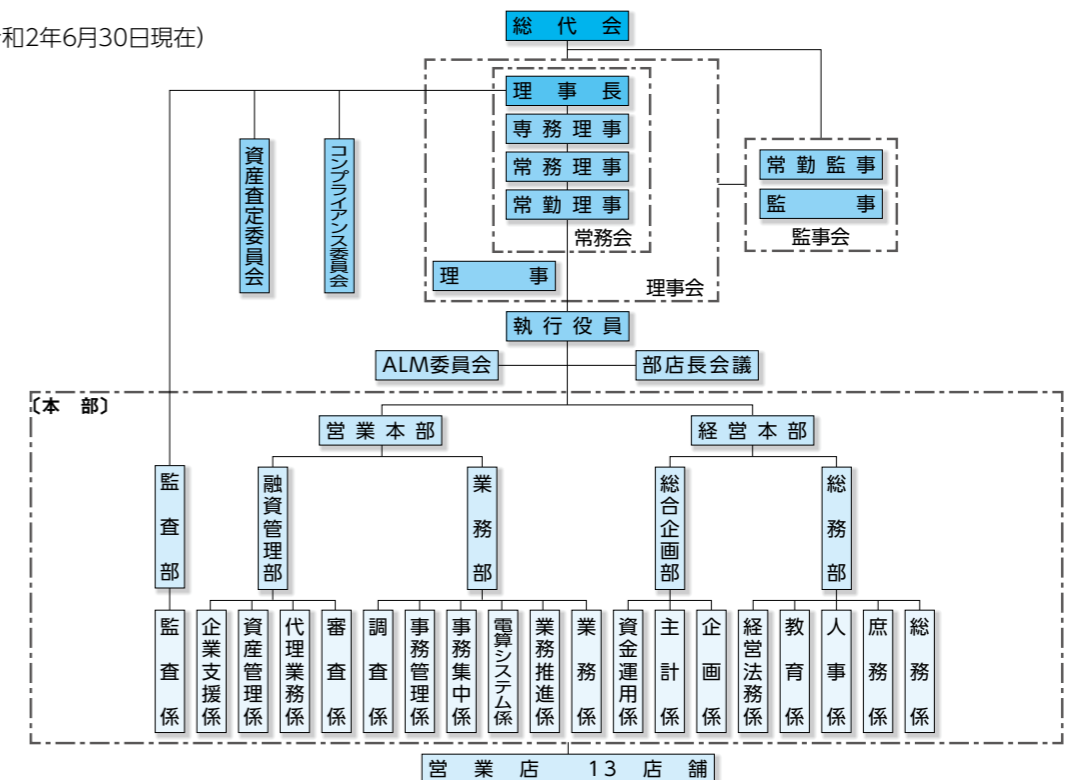
### 5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4.により行う業務を除く。)

### 6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務

- (1) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
- (2) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託又は都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
- (3) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
- (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
- (5) 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録に係る業務

## 事業の組織

組織図(令和2年6月30日現在)





# 当金庫の考え方

経営環境の変化に伴い、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、評判リスク）など金融機関を取り巻く各種のリスクがますます増大しております。こうした状況下で、今後とも継続して地域に貢献していくためには、従来以上に適切なリスク管理を行っていく必要があります。

## リスク管理体制

### 【ALM管理体制】

当金庫では、リスク管理の強化を重点施策として位置付け、金融環境の変化に柔軟に対応できるリスク管理体制の構築を図るため、資産（貸出金・有価証券など）、負債（預金など）の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動がもたらす「価格変動リスク」などの「市場リスク」及び「流動性リスク」などに対応するためALM委員会を通じ、経済・金利見通しに基づいた資金運用・調達迅速化、最適化及び収益の極大化を図っております。

また、平成19年3月には、統合的リスク管理規程、自己資本管理規程、オペレーショナル・リスク管理規程を制定し、さまざまなリスクを管理することによって、健全性の確保と収益の向上を図っております。

### 信用リスク

信用リスクとは、取引先の倒産や財務内容の悪化などにより、資産（貸出金や有価証券など）の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクです。

### 市場リスク

市場リスクとは、金利や有価証券の価格、為替などの変動により、資産及び負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

### 流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の厚みが不十分なこと等により、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより、損失を被るリスクです。

### オペレーショナル・リスク

#### ○事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。

#### ○システムリスク

システムリスクとは、コンピューター・システムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスクです。

#### ○法務リスク

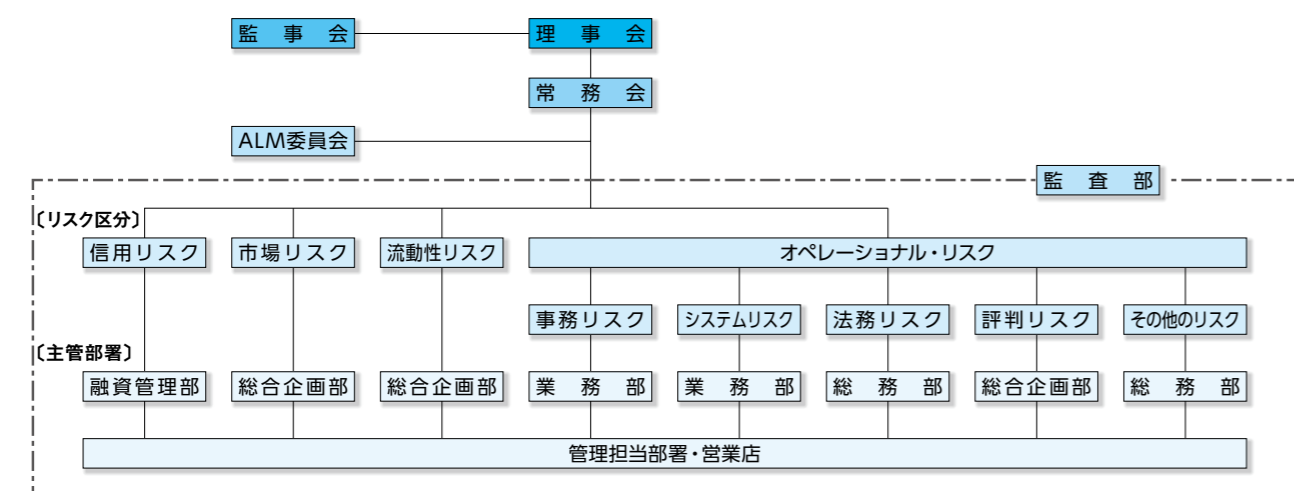
法務リスクとは、各種取引について、法令違反や不適切な契約等により損失を被るリスクです。

#### ○評判リスク

評判リスクとは、金融機関自身の行為や第三者の行為により生じた風評の流布等により社会的評価が低下し、正常な業務の維持が困難になるリスクです。

※その他として、人的リスク、有形資産リスクがオペレーショナル・リスクに含まれます。

リスク管理体制図（令和2年6月30日現在）



### 【監査体制】

正確な事務処理体制を築き、お客様の信頼に応えるべく監査を定期的に行い、事務管理が諸規程及び要領に従い正確かつ効率的に行われるよう指導しております。また、営業店においては店内検査・照査制度を設け、より正確な事務処理に努めております。

なお、「内部管理基本方針」に則り継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性を確保しております。

### 【融資管理体制】

企業や個人への貸出金が回収不能または利息の取立不能になるなどの「信用リスク」に対応するため、貸出審査部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制をとっております。また、外部研修への受講生派遣や内部研修の実施、本部から営業店への臨店指導など貸出審査能力の向上に努めております。

また、当金庫が定めた「自己査定基準書」及び「償却及び引当金の計上に関する規程」により、厳格な資産査定を行うとともに、その結果に基づいた適正な償却・引当を実施しております。したがって、新規融資先及び既存取引先に対しても、これまで以上に審査が重要となります。融資先の財務内容の分析とともに、事業性評価に基づく審査・調査を徹底することで助言、適切な指導を行うことにより財務内容の向上に寄与する方針です。加えて、融資管理部の人員を増員するなど、「経営改善支援取扱規程」に基づき、苦境に陥っている企業に対しての「伴走型支援体制」の強化及び事業承継支援に取り組んでおります。

### 法令等遵守体制

#### コンプライアンス(法令等遵守)とは

コンプライアンスとは、法令やルールの厳格な遵守により、企業に求められる社会的責任を全うすることを意味します。

当金庫におきましては、このコンプライアンスを経営の最重点課題の一つと位置付けし、金融機関に求められる社会的使命・公共性を常に認識し、地域金融機関としての責務を全うするために、役職員一人一人の高い倫理観と使命感の醸成を図り、コンプライアンス(法令等遵守)を大前提とした金融機関業務の運営を日頃より遂行しております。

#### 当金庫におけるコンプライアンス体制

コンプライアンスの体制整備については、平成9年に全国信用金庫協会で「信用金庫倫理綱領」が策定されたことを受けて、平成11年8月に「私たちの行動ルール(倫理綱領)」を策定しました。以降本部に統括部署を設置し、本部・営業店に担当責任者及び担当者を配置したほか、毎年具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定しております。さらに、総務部内に経営法務担当を配置し、法令等遵守体制の整備、強化に努めております。

平成14年6月には「コンプライアンス基本規程」を制定するとともに、理事長直轄の協議機関として「コンプライアンス委員会」を設置いたしました。

こうした体制整備と併せて、「金融商品販売に係る勧誘方針」、「個人情報保護宣言」の制定のほか、市民社会に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を誓う「反社会的勢力に対する基本方針」の制定や、お客様の利益保護を目的とした「利益相反管理方針」、「顧客保護等管理方針」の制定など、コンプライアンス態勢の一層の充実・強化により地域社会からの信頼確保に努めており、理事長以下全役職員が一体となり、法令等遵守の徹底、企業倫理の向上を図ってまいります。

### 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

当金庫では、「中小企業金融円滑化法（平成21年12月から平成25年3月）」に基づき、早期に「中小企業者等の金融円滑化に向けた取組み方針」、「地域金融円滑化のための基本方針」、「金融円滑化管理方針」などの同法に対する取組み方針を定めました。また、「金融円滑化管理規程」、「経営改善支援取扱規程」、「金融円滑化マニュアル」等の各種規程・マニュアルを整備するとともに、「金融円滑化対応委員会」や「経営改善支援グループ」を設置することで、中小企業金融円滑化へのスムーズな対応を図ってまいりました。

さらに、中小企業金融円滑化法の期限到来後も引き続き、金融円滑化に積極的に対応してまいります。

なお、各種取組の状況については、6ページから9ページをご覧ください。

### 金融ADR制度への対応

#### 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

##### 【苦情処理措置】

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は36ページ参照)または総務部(電話:076-263-2585)にお申し出ください。

##### 【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部、全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または北陸地区しんきん相談所(9時～17時、電話:076-261-2836)にお申し出があれば、①金沢弁護士会(電話:076-221-0242)及び②福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、③富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、④東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、⑤第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、⑥第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記④から⑥の弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、富山県弁護士会、福井弁護士会、金沢弁護士会、全国しんきん相談所、北陸地区しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

### 人材育成体制

平成28年度から、顧客・地域の多様化・高度化したニーズに対応するためと人材育成および競争意識の醸成を図ることを目的として、入庫4年以上の職員を対象に「戦力アップセミナー」を開催しております。令和元年度は、「事業性評価と与信判断」「決算書からみる融資判断の見極め」をテーマに総勢9人(男性7人、女性2人)が受講しました。

# 総代会について

## 1. 総代会の仕組み

(1) 総代会制度  
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が多いへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

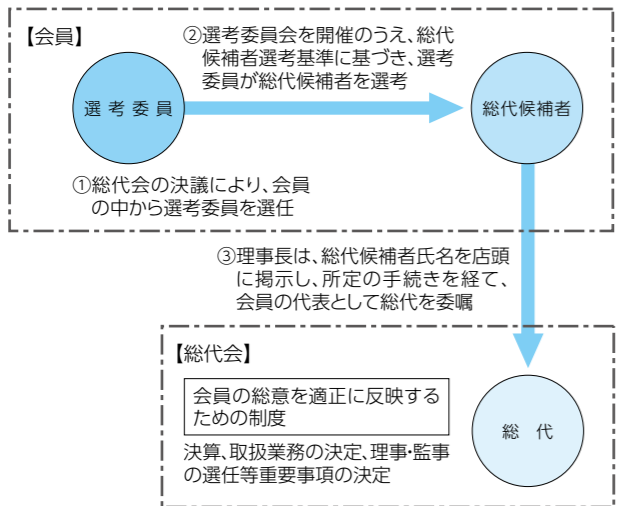
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成バランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度アンケート調査や総代懇談会を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、様々な経営改善に取り組んでおります(詳細については、当金庫ホームページをご覧ください。)

なお、総代会の運営にご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

### (2) 総代会の図解

総代会は、会員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。



## 2. 総代候補者選考基準

- (1) 資格要件
- 当金庫の会員であること。
  - 総代の改選時において満80歳を超えないこと。
  - 総代会に出席可能であること。
  - 他金庫の総代に就任していないこと。
  - 当金庫の現役員及び職員(嘱託・パート職員を含む。)でないこと。
- (2) 適格要件
- 地域における信望が厚いこと。
  - 当金庫の経営理念をよく理解し、当金庫との取引内容も良好であること。
  - 地域の情報に精通し、当金庫の良き理解者であること。
- (3) その他
- 高齢者構成比率の減少を図り、若年層構成比率が増加するよう配慮する。
  - 職業別構成の多様化を図り、広範な職業分布となるよう配慮する。

## 3. 総代とその選任方法

- (1) 総代の任期・定数
- 総代の任期は3年です。
  - 総代の定数は100人以上130人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定めております。
- なお、令和2年6月30日現在の総代数は、105人で、会員数は17,529人です。

### 【総代の選任区域及び総代数】

選任区	選任区域	総代数
第1区	白山市(旧石川郡鶴来町・河内村・鳥越村・吉野谷村・白峰村・尾口村)	29人
第2区	白山市(旧松任市・旧石川郡美川町)、野々市市	12人
第3区	能美市(旧能美郡根上町)、小松市、加賀市	16人
第4区	能美市(旧能美郡寺井町)	13人
第5区	能美市(旧能美郡辰口町)、能美郡川北町	12人
第6区	金沢市、かほく市、河北郡	23人
合計		105人

### (2) 総代の選任方法

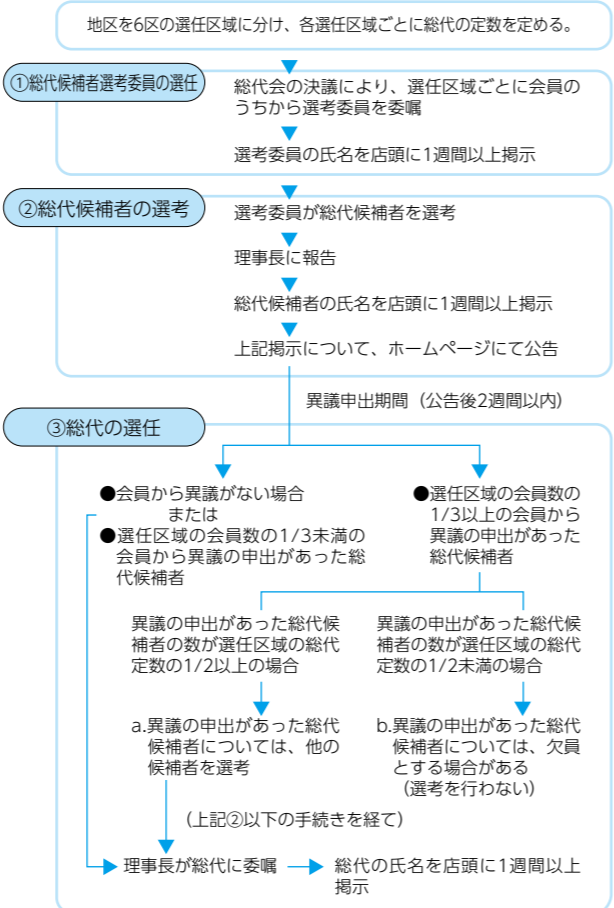
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、2. 総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員(任期3年)を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる。)

### (3) 総代の選任方法の図解

#### 【総代が選任されるまでの手続きについて】



## 4. 総代会の決議事項

令和2年6月12日に開催いたしました第72期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

- ①報告事項  
第72期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
- ②決議事項  
第1号議案 第72期剰余金処分案の承認の件  
第2号議案 会計監査人選任の件  
第3号議案 理事8名選任の件  
第4号議案 監事3名選任の件  
第5号議案 退任理事および退任監事に対する退職慰労金贈呈の件  
第6号議案 北陸信用金庫との合併決議の件  
第7号議案 合併契約書および合併契約書付帯覚書締結承認決議の件  
第8号議案 合併に伴う当金庫解散決議の件  
第9号議案 合併に伴う理事および監事候補者推薦の件  
第10号議案 合併に伴い退任する理事および監事に対する退職慰労金贈呈の件  
第11号議案 総代候補者選考委員5名選任および合併に伴う総代候補者選考委員推薦の件  
第12号議案 総代会付議事項補正変更字句修正委任の件



## 5. 総代の氏名

選任区	総代数	氏名
第1区	29人	松村 邦寛①、米森 昭夫⑩、山本 隆⑥、北野 一郎⑥、田中 充人⑥、小堀 幸穂⑤、桜井 健太郎⑤、山守 保裕⑤、中野 広起④、清田 英治③、林 昌典③、小寺 洋志裕③、吉田 洋一郎③、西 弘三②、上野 英之②、目名 保彦②、大屋 潤一②、森 政人②、西山 喜治②、町 寿⑤、高野 博之⑤、常山 明夫④、林 久盛②、織田 捷二⑥、小田 吉一⑤、風 尚樹⑤、久司 尚紀④、山本 外勝③、織田 毅③
第2区	12人	山崎 利三④、小野寺 裕治②、古瀬 浩二③、田中 俊憲②、安江 清②、中山 慎一②、谷野 清和①、西本 浩二⑩、表田 典雄⑥、西山 憲隆③、上野 晋③、永田 修二③
第3区	16人	松崎 茂文⑦、坂井 浩明⑦、金森 修栄⑥、前多 壽幸⑥、中村 伸一⑥、森 信康⑥、吉田 達夫⑤、掛村 均⑤、秋田 順孝⑤、上村 眞吾④、米田 和夫③、山下 正行③、石川 正樹③、木場 貞夫⑧、加納 徹②、北村 憲一②
第4区	13人	高田 治也③、北村 浩一⑧、井出 清⑦、杉本 欣二⑥、徳久 武⑥、喜多 伊一郎④、石崎 圭彌④、角谷 建夫④、齋藤 晶義④、宮川 一信④、北川 外志雄③、松浦 弥③、徳野 伸彦③
第5区	12人	森 俊東⑨、辻 康憲⑤、林 聖規④、深田 章④、坂本 晃志④、室谷 眞一③、善田 善彦③、金山 嘉樹③、小坂 政信⑨、池田 秀一④、田中 利明③、田中 庄治③
第6区	23人	岩田 幹彦⑩、福島 理夫⑦、東 正幸⑦、横山 伸一郎⑥、宮本 克喜④、田中 豊寛④、松田 豊②、永野 琢也②、宮川 忠弘⑩、山岸 徹⑦、寺地 健⑦、廣茂 幸雄④、中川 和夫②、山下 智雄⑦、谷口 博志⑦、西山 勇⑦、兵井 信孝⑥、川元 宋樹④、南野 達也③、斎藤 隆志②、高階 康一①、上野 正廣⑭、前田 利博②

(注) 丸数字は総代の就任回数

(順不同、敬称略)

## 6. 総代の属性別構成比等

(総代総数105人：令和2年6月30日現在)

- (1) 総代の性別  
男性 105人(100.00%)、女性 一人( ー%)
- (2) 総代の年齢  
平均年齢 66.5歳 (単位:人、%)
- | 満年齢 | 40歳未満 | 50歳未満 | 60歳未満 | 70歳未満 | 80歳未満 | 80歳以上 | 合計     |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 人数  | —     | 5     | 21    | 27    | 50    | 2     | 105    |
| 構成比 | —     | 4.76  | 20.00 | 25.71 | 47.61 | 1.90  | 100.00 |
- (3) 総代の在任期間  
平均在任期間 12.3年 (単位:人、%)
- | 在任期間 | 3年未満 | 6年未満  | 9年未満  | 12年未満 | 15年未満 | 15年以上 | 合計     |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 人数   | 2    | 17    | 22    | 18    | 11    | 35    | 105    |
| 構成比  | 1.90 | 16.19 | 20.95 | 17.14 | 10.47 | 33.33 | 100.00 |
- (4) 総代の職業 (単位:人、%)
- | 職業  | 会社役員  | 個人事業主 | 会社員 | その他(無職等) | 合計     |
|-----|-------|-------|-----|----------|--------|
| 人数  | 89    | 12    | —   | 4        | 105    |
| 構成比 | 84.76 | 11.42 | —   | 3.80     | 100.00 |

### うち会社役員・個人事業主の業種別内訳

業種区分	人数	構成比	業種区分	人数	構成比
製造業	18	17.82	不動産業	7	6.93
農業、林業	—	—	物品賃貸業	—	—
漁業	—	—	学術研究、専門・技術サービス業	5	4.95
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	宿泊業	1	0.99
建設業	29	28.71	飲食業	1	0.99
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	生活関連サービス業、娯楽業	—	—
情報通信業	1	0.99	教育、学習支援業	2	1.98
運輸業、郵便業	1	0.99	医療、福祉	—	—
卸売業、小売業	31	30.69	その他のサービス	5	4.95
金融業、保険業	—	—	合計	101	100.00

日本標準産業分類の大分類に準じて区分



# 業績と展望

## 事業方針

令和元年度は、地域密着型金融の恒久的な取組みに基づき、中長期経営計画として策定いたしました「つるしん『共創力』発揮3か年計画」の中間年度であり、諸事業完遂を第一方針として掲げ、資金調達におきましては、前期に引き続いて、年金、給振、定期預金、定期積金を中心にメイン化取引の推進により地域密着を図りました。また、預かり資産としても、iDeCo(個人型確定拠出年金)を中心に推進いたしました。資金運用におきましては、個人には住宅ローン・職域サポート(消費者)ローン、事業先には事業性評価融資(つるぎ)を活用し融資純新規先の開拓及び事業性資金を中心に推進いたしました。また、経営体質の強化を図るべく、冗費排除によるコストの逓減と不良債権の早期回収や金融の円滑化をさらに進め、企業支援などにより安定収益の確保と健全経営に努めてまいりました。

## 経営環境

令和元年度決算の背景となった我が国の金融・経済は、日本銀行による金融緩和策の継続があったものの、個人消費と設備投資が伸び悩み、内需依存型の中小企業と輸出型の大企業の間では景況感の格差はまだ縮まっておりません。加えて、高齢化や人口減少、空洞化といった従来の構造的な課題を抱え、依然として先行きに慎重な見方が続いており、中小企業の経営環境は厳しくなると予想されています。

また、我々地域金融機関を取り巻く環境は、事業性評価、フィンテック等を活用した金融サービス機能の強化と業務の効率化のほか、環境変化に対応する経営管理態勢・競争力の強化といった制度改革などが進展しております。こうした中、中小企業をサポートするコンサルティング機能のさらなる推進と課題解決型金融の強化に全力を傾注し、加えて反社会的勢力・利益相反管理体制の整備、不祥事件の未然防止やコンプライアンス態勢の充実など、各種リスク管理態勢の一層の整備・充実をはじめ、地球温暖化防止に向けた環境保護活動、地域社会貢献(ボランティア)活動などに努めてまいりました。

## 業績

このような情勢下、当金庫はお取引先の皆様のご支援、ご愛顧のもと、営業基盤の拡充と経営効率の強化に努めた結果、次のような業績を収めることができました。

資金調達面における預金・積金におきましては、個人預金が減少したことなどから、期末残高は1,176億円(伸長率△0.63%)となりました。一方、資金運用面における貸出金におきましては、資金需要が低迷している中、地域経済発展のために事業性評価融資を中心に積極的な融資姿勢を貫いた結果、個人向け融資は減少したものの一般法人向け融資が増加したことから、期末残高は605億円(伸長率0.26%)となりました。有価証券運用におきま

しては、総合的な収益確保を目的として効率的な運用に努めたものの、市場の低迷などもあり期末残高は183億円(伸長率△2.87%)となりました。

収益面におきましては、本業の収益力を表すコア業務純益は54百万円を確保、経常利益は49百万円となり、当期純利益は50百万円と11期連続の黒字計上となりました。

なお、金融機関経営の健全性の指標とされる自己資本比率につきましては、新しい自己資本比率規制いわゆるパーゼルⅢへの対応の影響を含め、自己資本の額が微増となり、リスク・アセット等の額も増加したことから、当期末現在で8.24%となって前期末より0.16ポイントの低下となりましたが、行政当局における経営改善指導の発動基準(国内基準)となる4%を大きく上回る結果となりました。

## 展望

新しく迎えた令和2年度の経済情勢は、世界的な「新型コロナウイルス感染拡大」により、日本経済の各方面へ多大な悪影響を及ぼしております。

この状況下から、個人消費は停滞局面を迎えることが予想され、足元の景気回復は不透明といえます。

こうした中、協同組織金融機関としてその特性を發揮し、地元の商工会議所・商工会や地方公共団体等、様々な主体と協力関係をさらに強固にする他、営業区域を共にしている北陸信用金庫と本年9月を目途に対等の立場で合併することで合意いたしました。よってこの合併を機に、さらに地域の中小企業等の経営支援を行い、長期にわたり安定した円滑な資金供給を行うことに全力を傾注して取り組んでいくこととして、利用者から期待され必要とされる金融機関であり続けるため、小口多数取引のさらなる推進を通じて経営基盤の確立を図り、併せて、経営の健全性の確保はもとより、社会貢献活動や環境保護活動の推進・支援など企業の社会的責任への要請に積極的に対応してまいります。そのためにも、内部統制の強化、事業承継・創業支援への積極的な対応、経営資源の戦略的な配置、会員・お客様組織の活性化等、経営管理体制の強化による経営基盤の安定やディスクロージャー誌等による細やかな情報開示により、お客様から真に選ばれる金融機関を目指してまいります。

# 資料編

## 経営指標

### 最近の5事業年度の主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

区 分	第68期 (平成27年度)	第69期 (平成28年度)	第70期 (平成29年度)	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
経常収益	1,934	1,638	1,603	1,526	1,548
経常利益	257	84	48	82	49
当期純利益	30	46	35	62	50
出資総額	629	629	630	630	630
出資総口数	12,580千口	12,595千口	12,606千口	12,610千口	12,615千口
純資産額	4,472	4,420	4,357	4,516	4,307
総資産額	125,587	125,730	125,555	123,960	122,695
預金積金残高	119,565	120,006	120,003	118,388	117,642
貸出金残高	59,869	61,148	61,238	60,364	60,524
有価証券残高	17,360	16,166	19,085	18,895	18,352
単体自己資本比率	8.77%	8.41%	8.34%	8.40%	8.24%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	1円	1円	1円	1円	1円
(剰)出資配当率	3%	2%	2%	2%	2%
役員数	14人	14人	13人	11人	13人
うち常勤役員数	7人	6人	5人	5人	6人
職員数	127人	124人	117人	122人	110人
会員数	18,343人	18,266人	18,099人	17,800人	17,583人

### 業務粗利益

(単位:百万円)

区 分	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
資金運用収支	1,285	1,261
資金運用収益	1,313	1,281
資金調達費用	27	20
役員取引等収支	△5	△0
役員取引等収益	162	159
役員取引等費用	167	160
その他業務収支	9	75
その他業務収益	13	83
その他業務費用	3	7
業務粗利益	1,289	1,335
業務粗利益率	1.05%	1.10%

(注)1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(平成30年度0百万円、令和元年度0百万円)を控除して表示しております。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

3. 国際業務部門については該当ありません。

### 業務純益

(単位:百万円)

区 分	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
業務純益		103
実質業務純益		128
コア業務純益		54
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)		31

(注)1. 業務純益=業務収益-業務費用-金銭の信託運用見合費用

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

4. 「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、令和元年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、令和元年度分のみを開示しております。

## 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	平均残高		利 息		利回り	
	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
資金運用勘定	121,703	120,510	1,313	1,281	1.07	1.06
うち貸出金	59,815	60,119	1,055	1,017	1.76	1.69
うち預け金	41,888	40,603	120	91	0.28	0.22
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	18,767	18,217	113	148	0.60	0.81
資金調達勘定	119,737	118,563	27	20	0.02	0.01
うち預金積金	119,163	118,145	21	15	0.01	0.01
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	466	324	2	2	0.61	0.69

(注) 1. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成30年度0百万円、令和元年度0百万円)及び利息(平成30年度0百万円、令和元年度0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。  
2. 国際業務部門については該当ありません。

## 利鞘

区 分	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
資金運用利回	1.07%	1.06%
資金調達原価率	1.02%	1.03%
総資金利鞘	0.05%	0.03%

## 受取・支払利息の増減

(単位:百万円)

区 分	第71期 (平成30年度)			第72期 (令和元年度)		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 1	△ 41	△ 43	△ 12	△ 18	△ 31
うち貸出金	△ 6	△ 40	△ 46	5	△ 43	△ 38
うち預け金	△ 2	0	△ 2	△ 3	△ 24	△ 28
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	3	△ 0	2	△ 3	37	34
支払利息	△ 0	△ 8	△ 8	△ 0	△ 7	△ 7
うち預金積金	0	△ 8	△ 8	△ 0	△ 6	△ 6
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 0	0	△ 0	△ 0	0	△ 0

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。  
2. 国際業務部門については該当ありません。

## 利益率

区 分	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
総資産経常利益率	0.06%	0.04%
総資産当期純利益率	0.05%	0.04%

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

## 預金に関する指標

### 預金積金・譲渡性預金残高(期中平均残高)

(単位:百万円)

区 分	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
流動性預金	39,483	41,608
うち有利息預金	35,330	37,385
定期性預金	79,388	76,256
うち固定金利定期預金	73,966	71,143
うち変動金利定期預金	2	2
その他の	291	279
小計	119,163	118,145
譲渡性預金	—	—
合 計	119,163	118,145

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金  
2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金  
固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金  
変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金  
3. 国際業務部門については該当ありません。

## 定期預金残高(期末残高)

(単位:百万円)

科 目	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
定期預金	71,811	69,838
固定金利定期預金	71,808	69,836
変動金利定期預金	2	2
その他の	—	—

## 貸出金等に関する指標

### 貸出金残高(期中平均残高)

(単位:百万円)

科 目	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
割引手形	250	185
手形貸付	2,347	1,960
証書貸付	53,761	54,131
当座貸越	3,456	3,842
合 計	59,815	60,119

(注) 国際業務部門については該当ありません。

### 貸出金残高(期末残高)

(単位:百万円)

区 分	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
貸出金	60,364	60,524
固定金利	37,691	36,716
変動金利	22,672	23,808

(注) 変動金利貸出金は、1年以内の周期(随時見直し含む)で金利の変更が約定されている貸出金です。

### 貸出金の担保別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

区 分	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
当金庫預金積金	595	530
有価証券	—	—
不動産	—	—
不動産	19,620	19,247
その他の	—	—
小計	20,216	19,778
信用保証協会・信用保険	4,382	4,309
保証	4,657	4,259
信用	31,107	32,177
合 計	60,364	60,524

### 債務保証見返の担保別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

区 分	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
当金庫預金積金	8	8
有価証券	—	—
不動産	—	—
不動産	3	2
その他の	—	—
小計	11	10
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	79	198
信用	—	—
合 計	90	208

### 貸出金使途別残高(期末残高)

(単位:百万円、%)

区 分	第71期 (平成30年度)		第72期 (令和元年度)	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	29,944	49.60	29,641	48.97
運転資金	30,419	50.39	30,882	51.02
合 計	60,364	100.00	60,524	100.00



個人ローン残高(期末残高)

(単位:百万円)

区分	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
住宅ローン	10,549	10,619
消費者ローン	2,519	2,451
合計	13,069	13,070

貸出金業種別内訳(期末)

(単位:先、百万円、%)

業種区分	第71期 (平成30年度)			第72期 (令和元年度)		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	104	3,061	5.07	99	3,131	5.17
農業、林業	9	171	0.28	10	233	0.38
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2	417	0.69	2	401	0.66
建設業	229	5,699	9.44	221	5,682	9.38
電気・ガス・熱供給・水道業	2	306	0.50	2	288	0.47
情報通信業	2	38	0.06	2	10	0.01
運輸業、郵便業	26	1,667	2.76	24	1,672	2.76
卸売業、小売業	139	2,447	4.05	138	2,488	4.11
金融業、保険業	5	649	1.07	6	1,150	1.90
不動産業	160	12,459	20.63	155	12,194	20.14
物品賃貸業	4	316	0.52	4	338	0.55
学術研究、専門・技術サービス業	5	31	0.05	4	29	0.04
宿泊業	9	1,087	1.80	11	1,174	1.93
飲食業	59	655	1.08	70	816	1.34
生活関連サービス業、娯楽業	40	1,070	1.77	40	1,039	1.71
教育、学習支援業	3	202	0.33	4	178	0.29
医療、福祉	14	2,199	3.64	13	1,787	2.95
その他のサービス	68	2,573	4.26	77	2,604	4.30
小計	880	35,054	58.07	882	35,225	58.20
国・地方公共団体等	10	10,759	17.82	10	10,758	17.77
個人	3,825	14,550	24.10	3,632	14,540	24.02
合計	4,715	60,364	100.00	4,524	60,524	100.00

(注)業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率

区分	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
期末預貸率	50.98%	51.44%
期中平均預貸率	50.19%	50.88%

(注)1. 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$   
 2. 国際業務部門については該当ありません。

有価証券等に関する指標

商品有価証券(期中平均残高)

該当ありません。

有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	第71期 (平成30年度)								第72期 (令和元年度)							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定め ないもの	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定め ないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	299	—	299
地方債	66	228	251	251	377	1,613	—	2,790	56	170	203	203	305	1,653	—	2,594
社債	2,951	3,485	643	564	1,358	3,982	—	12,986	3,373	723	752	710	1,649	3,915	—	11,126
株式	—	—	—	—	—	—	68	68	—	—	—	—	—	—	64	64
外国証券	—	—	100	100	400	603	596	1,801	100	—	200	200	200	792	1,633	3,126
その他の証券	—	—	—	—	—	—	1,248	1,248	—	—	—	—	—	—	1,142	1,142

有価証券残高(期中平均残高)

(単位:百万円)

区分	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
国債	—	76
地方債	2,672	2,423
社債	13,185	11,792
株式	70	66
外国証券	1,507	2,641
その他の証券	1,331	1,217
合計	18,767	18,217

預証率

区分	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
期末預証率	15.96%	15.60%
期中平均預証率	15.74%	15.42%

(注)1. 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$   
 2. 国際業務部門については該当ありません。

有価証券等の時価情報

売買目的有価証券、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

区分	種類	第71期 (平成30年度)			第72期 (令和元年度)		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	地方債	498	514	15	498	514	16
	社債	1,293	1,369	75	1,193	1,253	59
	その他	500	505	4	200	202	2
	小計	2,293	2,389	96	1,892	1,970	78
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	100	99	△0	100	99	△0
	その他	500	495	△5	901	849	△51
	小計	600	595	△5	1,001	949	△52
合計	2,893	2,985	91	2,893	2,919	25	

(注)1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他の有価証券

(単位:百万円)

区分	種類	第71期 (平成30年度)			第72期 (令和元年度)		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	21	17	3	—	—	—
	債券	13,585	13,434	151	7,889	7,837	51
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	2,291	2,244	47	1,306	1,285	21
	社債	11,294	11,190	103	6,582	6,551	30
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	その他	711	700	11	304	300	4
	小計	14,318	14,152	165	8,193	8,137	55
	株式	21	22	△0	37	39	△2
	債券	298	299	△1	4,338	4,402	△64
	国債	—	—	—	299	300	△1
合計	地方債	—	—	—	788	796	△8
	社債	298	299	△1	3,250	3,305	△55
	その他	1,334	1,360	△25	2,860	2,995	△135
	小計	1,654	1,682	△27	7,236	7,437	△201
	合計	15,973	15,834	138	15,429	15,575	△145

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

区分	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	26	26
投資事業有限責任組合出資金	2	2
合計	28	28

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

該当ありません。

# 財務諸表

## 貸借対照表(資産の部)

(単位:百万円)

科 目	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
(資産の部)		
現金	1,299	1,295
預 け 金	40,476	39,439
買入金銭債権	860	1,014
金銭の信託	0	0
有価証券	18,895	18,352
国債	—	299
地方債	2,790	2,594
社債	12,986	11,126
株式	68	64
その他の証券	3,050	4,268
貸出金	60,364	60,524
割引手形	232	172
手形貸付	2,139	1,994
証書貸付	53,875	54,119
当座貸越	4,115	4,237
その他資産	960	808
未決済為替貸	50	29
信金中金出資金	590	590
前払費用	1	3
未収収益	118	94
その他の資産	198	91
有形固定資産	1,329	1,284
建物	381	374
土地	763	758
リース資産	110	73
建設仮勘定	—	2
その他の有形固定資産	74	76
無形固定資産	18	17
ソフトウェア	4	4
リース資産	1	0
その他の無形固定資産	12	12
前払年金費用	5	20
繰延税金資産	—	35
債務保証見返	90	208
貸倒引当金	△ 339	△ 306
(うち個別貸倒引当金)	(△ 322)	(△ 264)
資産の部合計	123,960	122,695

## 貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位:百万円)

科 目	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
(負債の部)		
預金積金	118,388	117,642
当座預金	2,043	1,777
普通預金	38,533	39,684
貯蓄預金	114	125
通知預金	262	553
定期預金	71,811	69,838
定期積金	5,258	4,966
その他の預金	364	697
借入金	400	180
借入金	400	180
その他負債	344	149
未決済為替借	50	24
未払費用	30	25
給付補填備金	1	1
未払法人税等	1	1
前受収益	11	10
払戻未済金	1	0
リース債務	113	76
その他の負債	134	7
賞与引当金	20	20
退職給付引当金	2	1
役員退職慰労引当金	63	65
睡眠預金払戻損失引当金	1	1
偶発損失引当金	9	5
繰延税金負債	8	—
再評価に係る繰延税金負債	112	111
債務保証	90	208
負債の部合計	119,443	118,388
(純資産の部)		
出資金	630	630
普通出資金	630	630
利益剰余金	3,505	3,544
利益準備金	630	630
その他利益剰余金	2,875	2,914
特別積立金	2,790	2,840
当期末処分剰余金	85	74
処分未済持分	—	—
会員勘定合計	4,135	4,175
その他有価証券評価差額金	100	△ 145
土地再評価差額金	279	277
評価・換算差額等合計	380	132
純資産の部合計	4,516	4,307
負債及び純資産の部合計	123,960	122,695

## 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
経常収益	1,526	1,548
資金運用収益	1,313	1,281
貸出金利息	1,055	1,017
預け金利息	120	91
有価証券利息配当金	113	148
その他の受入利息	24	24
役務取引等収益	162	159
受入為替手数料	57	76
その他の役務収益	104	83
その他業務収益	13	83
国債等債券売却益	8	80
その他の業務収益	4	3
その他経常収益	38	24
償却債権取立益	30	20
株式等売却益	0	0
金銭の信託運用益	0	0
その他の経常収益	8	3
経常費用	1,444	1,498
資金調達費用	27	20
預金利息	20	14
給付補填備金繰入額	1	0
借入金利息	2	2
その他の支払利息	3	2
役務取引等費用	167	160
支払為替手数料	32	31
その他の役務費用	134	128
その他業務費用	3	7
国債等債券償還損	3	6
その他の業務費用	0	0
経費	1,208	1,214
人件費	712	722
物件費	481	476
税金	14	15
その他経常費用	36	95
貸倒引当金繰入額	18	23
貸出金償却	9	69
株式等売却損	0	0
株式等償却	0	—
その他の経常費用	8	3
経常利益	82	49

(単位:百万円)

科 目	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
特別利益	—	—
特別損失	10	4
固定資産処分損	5	0
減損損失	5	4
税引前当期純利益	72	44
法人税、住民税及び事業税	1	1
法人税等調整額	7	△ 6
法人税等合計	9	△ 5
当期純利益	62	50
繰越金(当期首残高)	21	22
土地再評価差額金取崩額	0	1
当期末処分剰余金	85	74

## 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
当期末処分剰余金	85	74
積立金取崩額	—	2,840
剰余金処分量	62	12
利益準備金	0	0
普通出資に対する配当金	12	12
(配当率)	(年 2%)	(年 2%)
特別積立金	50	—
繰越金(当期末残高)	22	2,901

第71期(平成30年度)及び第72期(令和元年度)の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

第72期(令和元年度)における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和2年6月15日

鶴来信用金庫  
理事長

玉井重治



## 財務諸表の注記(第72期)

### 貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物	3年～39年
その他	3年～40年
- 無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、当金庫の定める「自己査定基準書」及び「償却及び引当金の計上に関する規程」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、当金庫の定める「自己査定基準書」に基づき、監査部、融資管理部が資産査定を実施し、さらに当該部署から独立した資産査定委員会が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,656百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(平成31年3月31日現在)	
年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,782,453百万円
差引額	△131,803百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成31年3月31日現在)	0.0768%
③補足説明	
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び別途積立金48,949百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金14百万円を費用処理しております。	
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の	

額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 920百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,918百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は87百万円、延滞債権額は1,166百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は87百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は754百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,095百万円であります。

なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付が替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は172百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	101百万円
定期預け金	505百万円
担保資産に対応する債務	
預金	290百万円
借入金	180百万円
上記のほか、為替決済及び公金取扱等の取引の担保として、定期預け金1,700百万円及び現金3百万円を差し入れております。	
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価に基づいて(奥行価格補正、二方路加算による補正等)、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 155百万円
- 出資1口当たりの純資産額　341円45銭
- 金融商品の状況に関する事項
  - 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(以下「ALM」という。)をしております。

- 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- 金融商品に係るリスク管理体制
  - 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会等を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、融資管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的にを行うことで管理しております。
  - 市場リスクの管理
    - 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで常務会等に報告しております。
    - 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、統合的リスク管理規程等に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及び常務会等において定期的に報告されております。
    - 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券のうち債券、貸出金、預金積金、借入金であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は736百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

- 資金調達に係る流動性リスクの管理

合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

- 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

				(単位:百万円)
	貸借対照表計上額	時価	差額	
(1) 預け金	39,439	39,545	106	
(2) 有価証券			25	
満期保有目的の債券	2,893	2,919		
その他有価証券	15,429	15,429	—	
(3) 貸出金(*1)	60,524			
貸倒引当金(*2)	△306			
	60,217	61,221	1,004	
金融資産計	117,980	119,117	1,136	
(1) 預金積金	117,642	117,655	13	
(2) 借入金(*1)	180	196	16	
金融負債計	117,822	117,851	29	

(\*1) 貸出金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

- 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

- 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を預け入れた際に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
- 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については27.と28.に記載しております。
- 貸出金

貸出金は、以下の①、②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

  - 変動金利によるものは貸出金計上額
  - 固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

- 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。
- 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR、スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

		(単位:百万円)
	区分	貸借対照表計上額
	非上場株式(*1)	26
	組合出資金(*2)	2
	合計	28

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

# 不良債権の状況

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(※)	14,914	6,300	1,450	—
有価証券				
満期保有目的の債券	18	303	657	1,913
その他有価証券のうち満期があるもの	3,411	1,746	2,612	4,847
貸出金(※)	9,300	16,860	13,816	15,209
合計	27,643	25,209	18,535	21,969

(※) 預け金及び貸出金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 預金積金及び借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金	57,482	16,833	11	155
借入金	—	—	180	—
合計	57,482	16,833	191	155

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、28. まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	498	514	16
	社債	1,193	1,253	59
	その他	200	202	2
	小計	1,892	1,970	78
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	—	—	—
	社債	100	99	△0
	その他	901	849	△51
	小計	1,001	949	△52
合計		2,893	2,919	25

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	7,889	7,837	51
	国債	—	—	—
	地方債	1,306	1,285	21
	社債	6,582	6,551	30
	その他	304	300	4
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	37	39	△2
	債券	4,338	4,402	△64
	国債	299	300	△1
	地方債	788	796	△8
	社債	3,250	3,305	△55
	その他	2,860	2,995	△135
小計	7,236	7,437	△201	
合計		15,429	15,575	△145

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	3,228	80	—
国債	500	7	—
地方債	1,226	24	—
社債	1,501	48	—
その他	1,210	23	△6
合計	4,438	103	△6

29. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、32,947百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが16,142百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注1)	157百万円
貸倒引当金	412百万円
退職給付引当金	△5百万円
その他	121百万円
繰延税金資産小計	686百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△156百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△494百万円
評価性引当額小計	△651百万円
繰延税金資産合計	35百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	一百万円
繰延税金資産の純額	35百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
当事業年度(令和2年3月31日)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	0	—	—	—	—	156	157
評価性引当額	—	—	—	—	—	△156	△156
繰延税金資産	0	—	—	—	—	—	0

(※1) 税法上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 損益計算書の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 3円96銭
- 当期において、以下の資産について、地価の継続的な下落並びに営業店キャッシュ・フローの低下等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額4百万円を「減損損失」として「特別損失」に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
金沢市内	営業用店舗	土地	2
白山市内	営業用店舗	土地	0
能美市内	営業用店舗	土地	1
小松市内	営業用店舗	土地	0

当金庫の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店毎をグループの単位としております。また、本部については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

## 【信用金庫法に基づくリスク管理債権の状況】

令和元年度の信用金庫法に基づくリスク管理債権額は、破綻先債権額87百万円、延滞債権額1,166百万円、3ヵ月以上延滞債権額87百万円、貸出条件緩和債権額754百万円、合計2,095百万円となりました。

リスク管理債権額は、業績不振等から財務内容が悪化したことによる債務者区分の見直しで、新たにリスク管理債権に該当したものがあったものの、不良債権の早期処理を進めるべく、回収改善につとめたことから前期比95百万円の減少となりました。

なお、令和元年度決算において、破綻先債権及び延滞債権のうち自己査定破綻先及び実質破綻先に対する貸出金は、担保・保証等により回収が可能と認められる額(以下「回収可能見込額」という。)を控除した額の全額を、また、破綻懸念先に対する貸出金は、回収可能見込額を控除した額のうち必要額をそれぞれ個別貸倒引当金に計上しております。3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権は、過去の一定期間における貸倒実績率に基づき算出した額を一般貸倒引当金に計上しております。

### 1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

区 分	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
破 綻 先 債 権 額 (A)	50	87
延 滞 債 権 額 (B)	1,309	1,166
合 計 (C) = (A) + (B)	<b>1,360</b>	<b>1,253</b>
担 保 ・ 保 証 額 (D)	915	852
回 収 に 懸 念 が あ る 債 権 額 (E) = (C) - (D)	444	400
個 別 貸 倒 引 当 金 (F)	322	264
同 引 当 率 (G) = (F) / (E) × 100	72.59%	65.91%

### 2. 3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

区 分	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
3ヵ月以上延滞債権額(H)	59	87
貸出条件緩和債権額(I)	770	754
合 計 (J) = (H) + (I)	<b>830</b>	<b>841</b>
担 保 ・ 保 証 額 (K)	314	285
回 収 に 管 理 を 要 す る 債 権 額 (L) = (J) - (K)	515	556
貸 倒 引 当 金 (M)	3	8
同 引 当 率 (N) = (M) / (L) × 100	0.75%	1.48%

### 3. リスク管理債権の合計額

区 分	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
合 計 額 (C) + (J)	<b>2,190</b>	<b>2,095</b>

(注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- 更生手続開始の申立てがあった債務者
- 再生手続開始の申立てがあった債務者
- 破産手続開始の申立てがあった債務者
- 特別清算開始の申立てがあった債務者
- 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- 上記1.の「破綻先債権」に該当する貸出金
- 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、上記1.の「破綻先債権」及び2.の「延滞債権」に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、上記1.の「破綻先債権」、2.の「延滞債権」及び3.の「3ヵ月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、上記1.の「破綻先債権」(A)及び2.の「延滞債権」(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。

8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、上記3.の「3ヵ月以上延滞債権」(H)及び4.の「貸出条件緩和債権」(I)に対して引当てた額を記載しております。



**【金融再生法に基づく開示債権の状況】**

令和元年度の金融再生法に基づく不良債権額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額455百万円、危険債権額798百万円、要管理債権額841百万円、合計2,095百万円となり、全体としては前期比95百万円の減少となりました。これらはいずれも貸出金及び貸出金に準ずる債権(仮払金、債務保証見返等)であって、これ以外の不良債権はありません。

なお、不良債権に対する担保・保証等による回収可能見込額及び貸倒引当金の合計の割合(保全率)は67.32%となっております。

**1. 金融再生法開示債権**

(単位:百万円)

区 分	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	431	455
危険債権	929	798
要管理債権	830	841
正 常 債 権	58,321	58,679
<b>合 計</b>	<b>60,512</b>	<b>60,775</b>

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。  
 3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。  
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、上記1.から3.までに掲げる債権以外の債権です。

**2. 金融再生法開示債権保全状況**

(単位:百万円)

区 分	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
<b>金融再生法上の不良債権 (A)</b>	<b>2,191</b>	<b>2,095</b>
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	431	455
危険債権	929	798
要管理債権	830	841
<b>保 全 額 (B)</b>	<b>1,557</b>	<b>1,411</b>
貸倒引当金 (C)	326	272
担保・保証等 (D)	1,230	1,138
<b>保 全 率 (B) / (A) × 100</b>	<b>71.07%</b>	<b>67.32%</b>
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C) / ((A) - (D)) × 100	33.99%	28.47%

(注) 「貸倒引当金」(C) は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

**【リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示対象債権等の状況】**

**第72期(令和元年度)**

(単位:百万円)

信用金庫法に基づく リスク管理債権	貸出金残高	自己査定 債務者区分	総与信残高	金融再生法に基づく 開示債権①	個別・一般 貸倒引当金②	担保・保証 保全額③	保全不足額 ①-②-③
破綻先債権	87	破綻先	87	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 (A)	73	382	—
延滞債権	1,166	実質破綻先 破綻懸念先	368 798	危険債権 (B)	190	471	136
3ヵ月以上 延滞債権	87	要 注 意 先	988	要管理債権 (C)	9	384	594
貸出条件 緩和債権	754				(8)	(285)	(548)
リスク管理債権合計額	5,972	その他先	5,978	正常債権	30	(99)	(45)
2,095	41,552	正常先	41,789		2		
貸出金に占める割合 3.46%	10,758	その他 (地公体)	10,764		—		
貸出金合計額	60,524	債権額合計	60,775	債権額合計	60,775	306	不良債権合計額 (A) + (B) + (C) 2,095 債権額に占める割合 3.44% 不良債権比率

(注) 1. 担保・保証保全額は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。  
 2. 担保・保証保全額による保全不足額は、担保・保証額による回収に懸念のある額であり回収不能額を表すものではありません。  
 3. 債権額合計は、貸出金合計額と債務保証見返(208百万円)、未収利息(42百万円)及び貸出金に係る仮払金(0百万円)の合計額です。  
 4. 金融再生法に基づく開示債権の要管理債権のうち( )は、要管理先と要管理債権の差し引き額です。

**【貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額】**

**貸倒引当金内訳**

(単位:百万円)

区 分	期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	平成30年度	20	17	—	20
	令和元年度	17	42	—	17
個 別 貸 倒 引 当 金	平成30年度	310	322	9	301
	令和元年度	322	264	56	266
合 計	平成30年度	330	339	9	321
	令和元年度	339	306	56	283

**【貸出金償却の額】**

(単位:百万円)

区 分	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
貸 出 金 償 却 額	9	69

**役職員の報酬体系**

**1. 対象役員**

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

**【基本報酬及び賞与】**

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

その上で、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

**【退職慰労金】**

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	56

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。  
 2. 上記の内訳は、「基本報酬」50百万円、「退職慰労金」6百万円となっております。  
 なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く。)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号) 第2条第1項第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

**2. 対象職員等**

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度においては、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。  
 2. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。  
 3. 令和元年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。



# 自己資本の充実の状況

## 自己資本の構成に関する開示事項

### 単体自己資本比率(国内基準)

項目	(単位:百万円)	
	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
<b>コア資本に係る基礎項目</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,123	4,163
うち、出資金及び資本剰余金の額	630	630
うち、利益剰余金の額	3,505	3,544
うち、外部流出予定額(△)	12	12
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	17	42
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	17	42
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	88	70
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	4,229
<b>コア資本に係る調整項目</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	18	17
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	18	17
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	1	20
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	20
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ)	4,208
<b>リスク・アセット等</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	47,613	48,988
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 327	△ 330
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 720	△ 720
うち、上記以外に該当するものの額	392	389
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,462	2,417
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	50,076
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.40%	8.24%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 定性的な開示事項

### 1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されております。令和元年度末の自己資本の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外には、地域のお客さまから預りしている出資金、利益剰余金のほか一般貸倒引当金等が該当します。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。  
普通出資①発行主体: 鶴来信用金庫  
②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額: 630百万円

### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。  
将来の自己資本充実策につきましては、年度ごとに掲げる取次計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

### 3. 信用リスクに関する項目

- リスク管理の方針及び手続きの概要  
信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「貸出審査方針」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。  
信用リスクの評価につきましては、当金庫では、取引先格付制度と厳格な自己査定を実施しております。  
信用リスク管理の状況につきましては、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。  
貸倒引当金は、当金庫が定める「自己査定基準書」及び「償却及び引当金の計上に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。
- リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関  
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。(例)格付投資情報センター(R&I)、例)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、S&Pグローバル・レーティング(S&P)

### 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいいます。具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。  
当金庫が扱う担保には、目録預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当金庫が定める「融資事務取扱要領」及び「不動産担保評価基準書」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。  
また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証等に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該借取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、当金庫が定める「融資事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。  
なお、信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として目録預金積金、上場株式、保証として地方公共団体、石川県信用保証協会、一般社団法人しんきん保証基金等が該当いたします。そのうち保証に関する信用度の評価については、地方公共団体、石川県信用保証協会は政府保証と同様、一般社団法人しんきん保証基金は金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定しております。  
また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

### 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。したがって、当金庫が定める「余剰資金運用基準」等に則り、各種リスクを適切に管理する方針としております。  
また、当金庫はオリジネーターとして、(例)日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が組成した「シンセティック型CLO」に参加し、当金庫の複数の事業者向け貸出債権(原債権)を証券化しております。原債権については、当金庫の自己査定基準に則り、事後的モニタリングを実施し、原債権の債務者の債務不履行発生等(CDS契約におけるクレジット・イベントの発生)の際には、関係者に必要な報告を行う等、他の貸出金等と同様に与信管理を適切に行うことで個別債務者の信用リスクを管理しております。本派生商品取引は、取引相手である公庫が支払不能になることにより損失を被る可能性がある信用リスクが内包されております。  
なお、長期決済期間取引については該当ございません。

### 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

- リスク管理の方針及びリスク特性の概要  
当金庫における証券化取引(再証券化取引を含む。以下本項において同じ。)の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、当金庫が保有する証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを含む。以下本項において同じ。)については、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、「余剰資金運用基準」で定める保有限度枠内で取扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものに限定するなど、適正な運用・管理を行う方針としております。  
一方、オリジネーター業務については、中小企業者の資金調達の一手段としての位置付けと捉えております。  
なお、当金庫ではオリジネーター業務は行っておりません。
- 自己資本比率報告第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要  
証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、総合企画部の審査を経た上で、代表理事の裁決により最終決定することとしております。また、保有している証券化エクスポージャーについては、総合企画部において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を証券会社等から半期ごと及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補充の

- 十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。
- 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針  
当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いております。
- 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称  
当金庫は標準的手法を採用しております。
- 信用金庫の子法人等(連結子法人等を除く。)のうち、当該信用金庫が行った証券化取引(信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称  
当金庫はオリジネーターとして証券化取引を取扱っていないため、当金庫の子法人等は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しておりません。
- 証券化取引に関する会計方針  
当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「余剰資金運用基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な会計処理を行っております。
- 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称  
証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。(例)格付投資情報センター(R&I)、例)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、S&Pグローバル・レーティング(S&P)

### 7. オペレーショナル・リスクに関する項目

- リスク管理の方針及び手続きの概要  
当金庫では、オペレーショナル・リスクを「事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、評判リスク及びその他リスクに起因し、当金庫が損失を被るリスク」と定義しております。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、評判リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。  
リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。  
また、これらのリスクに関しましては、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。
- オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称  
当金庫は、基礎的手法を採用しております。

### 8. 銀行動定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況に加え、ストレステストなどによるリスクの分析を実施し、定期的に常務会に報告しております。  
一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余剰資金運用基準」及び「余剰資金運用基準細則」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を行うなど、定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。  
なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「自己査定基準書」、「償却及び引当金の計上に関する規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

### 9. 銀行動定における金利リスクに関する事項

- リスク管理の方針及び手続きの概要  
金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。  
具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行動定の金利リスクの計測や、金利更改を動機とした期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM委員会が協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
- 金利リスクの算定手法の概要  
①開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII並びにこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項  
・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期  
1.25年  
・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期  
2.5年  
・流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提  
金融庁の定める保守的な前提  
・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提  
金融庁の定める保守的な前提  
・複数の通貨の集計方法及びその前提  
【ΔEVE】  
平成30年度は、通貨間の相関は考慮せず、正となる通貨のみを単純合算  
令和元年度は、通貨間の金利の相関を考慮し計測  
【ΔNII】  
通貨間の相関は考慮せず、正となる通貨のみを単純合算  
・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)  
リスクフリー・レートに与える金利ショック幅と同じ  
・内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
考慮していない行動オプションで金利リスクへの影響が大きい要素  
②銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項  
・計測手法  
預金・貸出金・有価証券等全て「GPS計算方式」  
・コア預金  
対象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)  
算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を見残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限  
満期：5年以内(平均2.5年)  
・金利感応資産・負債  
預金、貸出金、有価証券、預け金、借入金、その他の金利・期間を有する資産・負債  
・金利ショック幅  
99%タイル又は1%タイル値  
・リスク計測の頻度  
月次(前月末基準)



定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	第71期 (平成30年度)		第72期 (令和元年度)	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>イ.信用リスク・アセット、所要自己資本額の合計</b>	<b>47,613</b>	<b>1,904</b>	<b>48,988</b>	<b>1,959</b>
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	46,884	1,875	48,190	1,927
我が国の政府関係機関向け	249	9	305	12
地方三公社向け	40	1	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,369	254	5,725	229
法人等向け	18,744	749	20,379	815
中小企業等向け及び個人向け	9,138	365	10,015	400
抵当権付住宅ローン	2,454	98	2,174	86
不動産取得等事業向け	248	9	232	9
3ヵ月以上延滞等	701	28	676	27
取立未済手形	10	0	5	0
信用保証協会等による保証付	198	7	198	7
出資等	69	2	69	2
出資等のエクスポージャー	69	2	69	2
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	8,661	346	8,406	336
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,200	48	1,200	48
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	844	33	840	33
上記以外のエクスポージャー	6,615	264	6,365	254
② リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー(ルック・スルー方式)	1,057	42	1,126	45
③ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	392	15	389	15
④ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△720	△28	△720	△28
⑤ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	1	0
⑥ その他	—	—	1	0
<b>ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額</b>	<b>2,462</b>	<b>98</b>	<b>2,417</b>	<b>96</b>
<b>ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)</b>	<b>50,076</b>	<b>2,003</b>	<b>51,406</b>	<b>2,056</b>

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く。)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことである。  
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び我が国の政府関係機関向けから「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことである。  
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\text{(オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算出方法)} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

2. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	買入金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
国 内	76,146	74,840	60,450	60,728	15,695	14,101	—	10	490	472
国 外	45,266	44,539	—	—	1,201	1,496	—	—	—	—
<b>地 域 別 合 計</b>	<b>121,413</b>	<b>119,380</b>	<b>60,450</b>	<b>60,728</b>	<b>16,897</b>	<b>15,598</b>	<b>—</b>	<b>10</b>	<b>490</b>	<b>472</b>
製 造 業	3,481	3,853	3,062	3,131	419	719	—	2	168	160
農 業、林 業	171	233	171	233	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	417	401	417	401	—	—	—	—	—	—
建 設 業	6,164	5,941	5,764	5,737	400	200	—	3	124	90
電気・ガス・熱供給・水道業	706	788	306	288	400	500	—	—	—	—
情 報 通 信 業	447	733	38	10	409	509	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	3,630	3,581	1,667	1,672	1,962	1,906	—	2	0	0
卸 売 業、小 売 業	2,657	2,734	2,457	2,632	200	100	—	2	2	15
金 融 業、保 険 業	33,250	29,500	649	1,150	7,956	5,317	—	—	0	0
不 動 産 業	14,065	14,856	12,466	12,200	1,598	2,655	—	—	21	21
物 品 賃 貸 業	319	341	316	338	2	2	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	31	29	31	29	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	1,089	1,176	1,087	1,174	1	1	—	—	—	—
飲 食 業	755	916	655	816	100	100	—	—	38	59
生活関連サービス業、娯楽業	1,571	1,440	1,070	1,039	501	401	—	—	0	4
教 育、学 習 支 援 業	202	178	202	178	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉 業	2,203	2,087	2,203	1,787	—	300	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	2,573	2,604	2,573	2,604	—	—	—	—	16	34
国・地方公共団体等	29,533	30,048	10,759	10,758	2,943	2,881	—	—	—	—
個 人	14,550	14,540	14,550	14,540	—	—	—	—	0	86
そ の 他	3,590	3,391	—	—	2	2	—	—	—	—
<b>業 種 別 合 計</b>	<b>121,413</b>	<b>119,380</b>	<b>60,450</b>	<b>60,728</b>	<b>16,897</b>	<b>15,598</b>	<b>—</b>	<b>10</b>	<b>490</b>	<b>472</b>

(次ページへ続く)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高							
	買入金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引	
	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
1 年 以 下	53,699	58,168	21,748	24,358	3,012	3,526	—	—
1 年 超 3 年 以 下	25,322	18,105	15,919	13,114	3,696	890	—	—
3 年 超 5 年 以 下	9,210	9,377	7,926	8,205	983	1,161	—	10
5 年 超 7 年 以 下	5,312	5,467	4,052	3,764	909	1,132	—	—
7 年 超 10 年 以 下	8,417	8,074	4,800	4,820	2,116	2,160	—	—
10 年 超	10,765	11,485	856	1,127	6,109	6,658	—	—
期間の定めのないもの	8,685	8,700	5,146	5,337	68	68	—	—
<b>残 存 期 間 別 合 計</b>	<b>121,413</b>	<b>119,380</b>	<b>60,450</b>	<b>60,728</b>	<b>16,897</b>	<b>15,598</b>	<b>—</b>	<b>10</b>

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。  
 2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産などが含まれます。  
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 5. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

28ページをご参照ください。

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業 種 区 分	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)	目的使用 第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)	その他 第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
製 造 業	28	28	28	26	3	—	24	28	26	9
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	152	146	146	132	—	17	152	129	146	132
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	5	0	0	15	5	—	0	0	15	0
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	39	46	46	34	0	—	38	46	46	34
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	17	26	26	22	—	—	17	26	26	22
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	60	60	60	24	—	38	60	21	60	24
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	6	12	12	8	—	—	6	12	12	8
<b>合 計</b>	<b>310</b>	<b>322</b>	<b>322</b>	<b>264</b>	<b>9</b>	<b>56</b>	<b>301</b>	<b>266</b>	<b>322</b>	<b>264</b>

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 2. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	第71期 (平成30年度)		第72期 (令和元年度)	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	34,290	—	34,328
10%	—	5,256	—	5,064
20%	598	32,496	998	28,557
35%	—	7,007	—	6,211
40%	—	200	—	200
50%	2,500	1,606	2,698	1,611
75%	—	11,090	—	12,232
100%	300	25,696	700	26,437
150%	—	368	—	339
<b>合 計</b>		<b>121,413</b>		<b>119,380</b>

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーの額は信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

### 3. 信用リスク削減手法に関する事項

#### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保		証	
	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	588	521	3,340	2,615				
① ソプリン向け	—	—	1,871	1,099				
② 金融機関向け	—	—	—	—				
③ 法人等向け	150	147	—	—				
④ 中小企業等・個人向け	437	373	1,469	1,515				
⑤ 抵当権付住宅ローン	—	—	—	—				
⑥ 不動産取得等事業向け	—	—	—	—				
⑦ 3ヵ月以上延滞等	—	—	—	—				

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。  
2. エクスポージャーの額は信用リスク削減手法を適用した部分を記載しております。

### 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

区 分	担保による信用リスク削減手法の効果を実施する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を実施した後の与信相当額	
	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
派生商品取引合計	—	10	—	10
外国為替関連取引	—	—	—	—
金利関連取引	—	—	—	—
金関連取引	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	10	—	10
長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	10	—	10

(単位:百万円)

区 分	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	—	100	—	—
日本政策金融公庫とのCDS契約	—	100	—	—

(注) 与信相当額の算出には、カレント・エクスポージャー方式を用いております。

### 5. 出資等エクスポージャーに関する事項

#### (1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	第71期 (平成30年度)		第72期 (令和元年度)	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	39	42	39	37
非 上 場 株 式 等	620	—	620	—
合 計	660	42	660	37

(注) 1. 貸借対照表計上額は、決算日における市場価格等に基づいております。  
2. 非上場株式等は、非上場株式のほか信金中金出資金、投資事業組合出資持分、その他出資金を含めております。

#### (2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

項 目	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	0	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

#### (3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

項 目	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
評 価 損 益	2	△ 2

#### (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 該当ありません。

### 6. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

区 分	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	2,787	3,082
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

### 7. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク				
区 分	Δ E V E		Δ N I I	
	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)	第71期 (平成30年度)	第72期 (令和元年度)
上方パラレルシフト	2,258	2,406		429
下方パラレルシフト	0	△ 2,322		439
スティープ化				
フラット化				
短期金利上昇				
短期金利低下				
最大値	2,258	2,406		439
	第71期 (平成30年度)		第72期 (令和元年度)	
自己資本の額	4,208		4,237	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。  
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、令和2年3月末からΔNIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。



## 信用金庫のディスクロージャー開示項目

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)により、信用金庫における業務及び財産の状況に関するディスクロージャーが義務付けられております。また、信用金庫法施行規則第132条により、信用金庫のディスクロージャー開示項目は下記のとおり規定されており、この規定における各項目は以下のページに掲載しております。

### ディスクロージャーの開示項目

#### 信用金庫法施行規則第132条における規定

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
(1) 事業の組織	ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	エ. 用途別の貸出金残高
(3) 会計監査人の氏名又は名称	オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
(4) 事務所の名称及び所在地	カ. 預貸率の期末値及び期中平均値
2. 金庫の主要な事業の内容	④有価証券に関する指標
3. 金庫の主要な事業に関する事項	ア. 商品有価証券の種類別の平均残高
(1) 直近の事業年度における事業の概況	イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	ウ. 有価証券の種類別の平均残高
①経常収益	エ. 預貸率の期末値及び期中平均値
②経常利益又は経常損失	
③当期純利益又は当期純損失	4. 金庫の事業の運営に関する事項
④出資総額及び出資総口数	(1) リスク管理の体制
⑤純資産額	(2) 法令遵守の体制
⑥総資産額	(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況
⑦預金積金残高	(4) 金融ADR制度への対応
⑧貸出金残高	5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項
⑨有価証券残高	(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書
⑩単体自己資本比率	(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
⑪出資に対する配当金	①破綻先債権に該当する貸出金
⑫職員数	②延滞債権に該当する貸出金
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
①主要な業務の状況	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金
ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項
イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	①有価証券
エ. 受取利息及び支払利息の増減	②金銭の信託
オ. 総資産経常利益率	③規則第102条第1項第5号に掲げる取引
カ. 総資産当期純利益率	(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
②預金に関する指標	(6) 貸出金償却の額
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	(7) 法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの
③貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	

## 金融再生法のディスクロージャー開示項目

金融再生法(「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号))に基づき、資産の査定にかかる開示基準が制定され、平成11年度より開示が義務付けられました。

## 金融庁要請開示項目

金融庁監督局長より、代表者が直近の事業年度における財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨を平成18年3月期以降の決算期に係るディスクロージャー誌に記載することが要請されました。

## 事務所の名称及び所在地

### 営業地区一覧

石川県金沢市、小松市、白山市、加賀市、かほく市、能美市、野々市市、能美郡(川北町)、河北郡(内灘町、津幡町)

### 店舗一覧

店名	住所	TEL
*本店営業部	石川県白山市鶴来本町一丁目ワ107番地の2	(076) 272-1212
金沢支店	石川県金沢市三社町3番15号	(076) 263-2581
白峰支店	石川県白山市白峰口77番地の1	(076) 259-2111
*根上支店	石川県能美市大成町チ269番地	(0761) 55-1317
*寺井支店	石川県能美市寺井町タ198番地の3	(0761) 57-0670
*辰口支店	石川県能美市三ツ屋町口38番地	(0761) 51-3141
*米丸支店	石川県金沢市入江三丁目139番地	(076) 291-1525
*野々市支店	石川県野々市市新庄四丁目48番地	(076) 246-4355
*明光支店	石川県白山市明光三丁目2番	(076) 273-3333
*美川支店	石川県白山市湊町乙42番地3	(076) 278-5551
小松支店	石川県小松市天神町49番12号	(0761) 22-8822
*松任支店	石川県白山市専福寺町154番地1	(076) 276-1100
*川北支店	石川県能美郡川北町字田子島工121番地	(076) 277-2500
(本部)	石川県金沢市三社町3番15号(金沢支店内)	(076) 263-2585

(注)当金庫ではお客様のニーズに応え、全店舗にATM(現金自動預払機)を設置しております。さらに、上記\*印の店舗の自動機器は365日稼働しております。

### 店舗外現金自動設備設置場所

(令和2年6月30日現在)

金沢市内	JR金沢駅、石川県立中央病院
小松市内	アルプラザ小松
白山市内	笠間、公立つるぎ病院、ショッピングセンター「コア」、アピタ松任、イオン松任店
能美市内	緑が丘、能美市役所、ねあがりショッピングタウン、サンパーク辰口

## しんきん北陸トライネットATMサービス

時間外も、土曜・日曜・祝日も、

### CD・ATMのご利用手数料ゼロ!

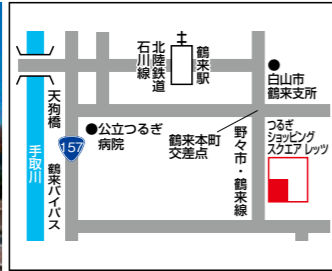
当金庫をはじめとした石川県・富山県・福井県内に本店を置く信用金庫のキャッシュカードは、「しんきん北陸トライネットATMサービス」のステッカーのあるCD・ATMでご利用手数料が無料で、いつでも、ご入金・お引出し・お振込いただけます。

※ただし、お振込については、別途、各信用金庫所定の振込手数料が必要です。  
※ご利用いただけるCD・ATMの所在地や時間は、当金庫のホームページでご覧いただけます。

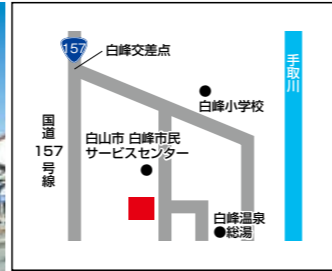


白山・野々市地区

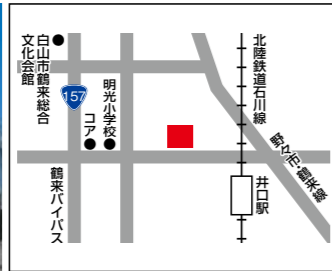
本店営業部



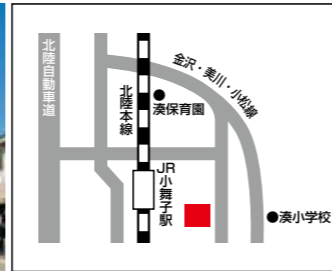
白峰支店



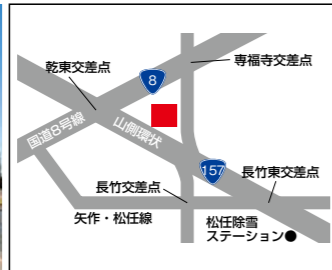
明光支店



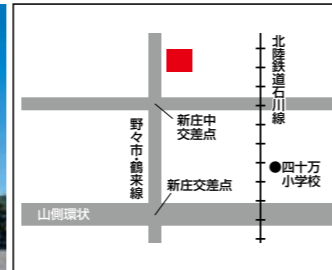
美川支店



松任支店

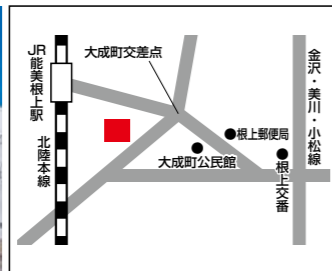


野々市支店

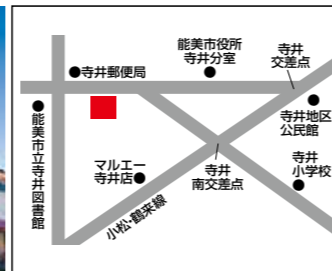


能美・小松地区

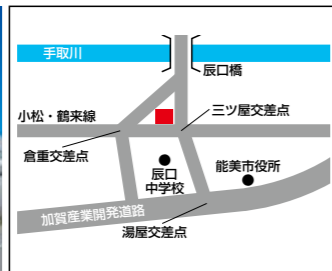
根上支店



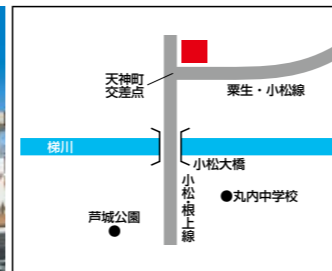
寺井支店



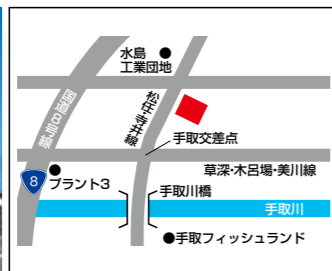
辰口支店



小松支店

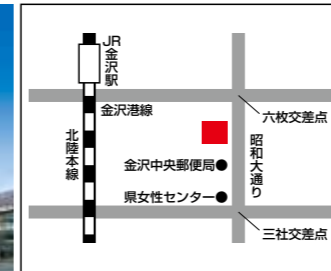


川北支店

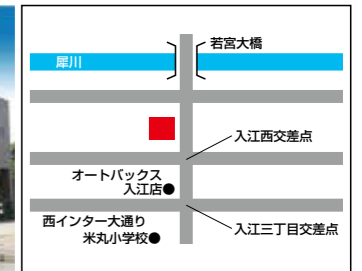


金沢地区

金沢支店



米丸支店



店舗配置図



令和2年度新入職員







ふれあいひろがる・・・

**鶴来信用金庫**

本部

〒920-8720

石川県金沢市三社町3番15号(金沢支店内)

TEL 076-263-2585 FAX 076-223-0397

URL <http://www.shinkin.co.jp/tsurugi/>

## ホームページのご案内

当金庫の内容をより広く知っていただくために、**つるしん**のホームページを開設いたしております。皆様方に魅力あふれる情報(タイムリーな情報、役立つ情報、視覚的に楽しい情報等)を発信いたします。是非一度ご覧ください。

また、「ふるさと紹介コーナー」と「地域の行事コーナー」に加え、「地図へのご案内」もご利用ください。



<http://www.shinkin.co.jp/tsurugi/>



この印刷物は地球にやさしい  
植物性インキを使用しております。